

2025 KITASHIN  
REPORT

# きたしん レポート

---

令和6年度の現況

---



元気な街づくり応援します

北群馬信用金庫

ご挨拶

みなさまには、平素より私ども北群馬信用金庫をお引立ていただきまして、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

このディスクロージャー誌「きたしんレポート2025」は、当金庫の経営方針や決算内容、業務内容等をわかり易くご案内したものです。本誌をご高覧いただくことにより、当金庫の健全な経営内容を、みなさまにご理解していただき、より一層のご愛顧を賜われれば幸いに存じます。

「きたしん」は、地域との絆をより強くするため、地域のみなさま方とのフェイストゥフェイスによる渉外活動を通じ、地元のお客さまに頼りにされ、最初に相談される存在感のある信用金庫を目指して役職員一丸となり全力で取組む所存でございます。

お客さまの事業内容を理解し、適切に評価し支援していくことが重要であります。特に米国の関税や人手不足等の影響により打撃を受けているお客さまへ寄り添った支援やニーズに応えていくことで地域経済に寄与してまいりたいと考えております。

今後とも、より一層のご愛顧とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和7年6月

理事長 入澤達也



もくじ



当金庫の概要

令和7年3月31日

名 称	北群馬信用金庫
本店所在地	〒377-0007 群馬県渋川市石原203番地の3
代表電話番号	0279-22-3111
設 立	昭和23年8月
会 員 数	14,415先
出 資 金	300百万円
店 舗 数	12店舗（うち出張所1店舗）
店 外 A T M	1カ所
常勤役員数	132名

- ご挨拶..... 1
- 当金庫の概要..... 1
- 経営理念・経営方針等..... 2
- 令和6年度事業の概況（主要な経営指標の推移）..... 3
- 地域貢献..... 5
- 地域とのふれあい..... 7
- SDGsへの取組み..... 11
- 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況..... 13
- 総代会制度..... 15
- 組織図・役員・店舗一覧・沿革..... 18
- 商品のご案内..... 23
- 方針・態勢..... 27
- 資料編
- 財務諸表..... 31
- 財務諸表の適正性、内部監査の有効性について..... 35
- 預金関係..... 36
- 貸出金関係..... 36
- 有価証券関係..... 38
- 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法  
開示債権の保全・引当状況..... 40
- 経営指標..... 41
- 当金庫の自己資本の充実の状況等について..... 43
- 信用金庫法に基づく開示項目..... 54

## 経営理念・経営方針等

### 経営理念

北群馬信用金庫は、昭和23年の創業（昭和26年信用金庫に改組）以来70有余年の永きにわたり、地域に根ざす金融機関を目指して、お客さまの発展と繁栄に貢献すべく全力を傾注してまいりました。

私たちは

- 1 お客さまの発展と幸せのために
- 2 愛する郷土発展のために
- 3 「きたしん」の発展と職員の幸せのために

これらを実現させるために心を込めて頑張る

という経営理念を掲げ、信用金庫の相互扶助の精神を再認識し、協同組織金融機関として社会的役割を全うできるよう役職員一同日々努力を重ねてまいります。

### 経営方針

北群馬信用金庫は、地域から真に愛される金融機関として、従来から取組んできた経営の効率化と収益力の強化を更に推し進め、自己資本の充実とコンプライアンス強化、リスク管理を徹底することにより健全経営を行ってまいります。

令和7年度は中期経営計画（第四次）の3年目となります。本計画では、「3S & ACの真の実践」をキーワードとして、「地域で存在感のある信用金庫」を実現するために、①「経営基盤（信用力・健全性）の強化」、②「営業基盤（支援力・提案力）の強化」、③「人材基盤の強化」の3点を基本方針として掲げております。

なお、上記の基本方針を実現していくために、令和7年度事業計画では次の項目を重点項目として取組んでまいります。

1

旺盛なスピリットでシンプルかつスピード感をもってアタックする。その過程や結果においてチェック機能を発揮し、今まで以上にお客さまとリレーションシップ（信頼関係）を構築する。これにより地域のシェアアップを図り強固な経営基盤（信用力）を構築する。

2

職員同士のコミュニケーションの活発化、相互牽制態勢の更なる向上を図りながら役職員全員がコンプライアンスの徹底を最優先し、特にマネロンについては規程・要領に則った態勢で実効性のある取組みを継続する。これらをすべての業務の基本にして経営の健全性を維持・向上していく。

#### コンプライアンス>実績、収益

3

お客さまの実情に応じた資金繰り支援とより一層のモニタリング及びそれに基づく経営改善・事業再生支援や事業承継支援を行っていく。これを実践していくことでお客さまや、ひいては地域が抱える課題の解決にも尽力し、更なる営業基盤を構築する。そして、地域活性化のために信用金庫としての使命を果たしていく。

4

組織としての金庫のほか、役職員個々人の知識や経験が、お客さまとの対話力・折衝力の強化に力を発揮すると考え、「待ち」の姿勢ではなくまずは自分で「攻め」を考えられる人材育成を推し進めるなど役職員全員がレベルアップし、人材基盤を構築する。レベルアップしない組織・個人は衰退する。また、役職員が常に「幸せ」な気持ちを持てるよう、ウェルビーイングを実践していく。

5

リスクとリターンのバランスを的確に管理して業務に取組み、実効的なリスク管理態勢を強化するとともにリスクに見合った持続性のある収益確保を目指す。

## 当金庫の主要な事業の内容

#### 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等

#### 貸出業務

- 貸付：手形貸付、証書貸付及び当座貸越
- 手形の割引：商業手形等の割引

#### 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資

#### 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等

#### 付帯業務

- 代理業務  
日本銀行歳入代理店、信金中央金庫、  
地方公共団体の公金取扱業務、  
(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援  
機構等の代理店業務
- 貸金庫業務
- 債務の保証
- 公共債の引受
- 国債等公共債および投資信託の窓口販売
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項によ  
り行う保険募集）
- 電子債権記録業に係る業務

## 令和6年度事業の概況

### 1.令和6年度の業績

(1) 預 金

個人の普通預金や公金の定期預金等の増加などにより、22億円増加の1,754億円となりました。

(2) 貸出金

不動産業、サービス業向けや住宅・消費資金の貸出金の増加などにより、30億円増加の1,105億円となりました。

(3) 収 益

市場金利が上昇傾向で推移した影響で、貸出金・預け金利息が増加し、また役務取引等収益の増加などもあり、経常収益は2,749百万円となり、当期純利益は350百万円となりました。

### 2.事業の展望と今後の課題

原材料高や人件費上昇等を販売価格に転嫁できない中小事業者も多く、地域経済が活性化するまでの道のりは人手不足の影響などの社会構造の問題もあるなど一企業の努力だけでは解決できないものとなっています。

このような状況の中、当金庫では令和5年度を初年度とする中期経営計画を策定し、「経営基盤（信用力・健全性）の強化」、「営業基盤（支援力・提案力）の強化」、「人材基盤の強化」を基本方針として、地域のお客さまに頼りにされ、最初に相談される、存在感のある信用金庫を目指しております。

当金庫の基本的な役割は、地域において事業者が抱える様々な経営課題を先送りせず、事業者の皆さまの実情に応じた支援を積極的に実施し、円滑な資金供給に努めていくこととあります。そのためには、お客さまの事業内容を理解し、適切に評価し支援することが重要であります。特に原材料高や人件費上昇等の影響により打撃を受けている、また、米国の関税政策の変更により影響を受ける可能性があるお客さまへの支援やニーズに応えていくことで地域経済に寄与できるのではないかと考えております。

地域創生への取組みについては、地域金融機関として地域の活性化に資する活動を行っていくなど、信用金庫としての使命を果たしていく所存であります。

#### 《自己資本比率》

自己資本の額 (9,896 百万円)

リスク・アセット等の額 (81,999 百万円)

$$\frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスク・アセット等の額}} \times 100 = 12.06\%$$

自己資本比率は金融機関の健全性・安全性を表す重要な指標のひとつです。

国内のみで営業する金融機関は、国内基準が適用され4%以上にすることが求められています。

令和7年3月末の自己資本比率は12.06%であり、国内基準の4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性を確保しております。

### 「健康経営優良法人2025 (中小規模法人部門)」に認定されました



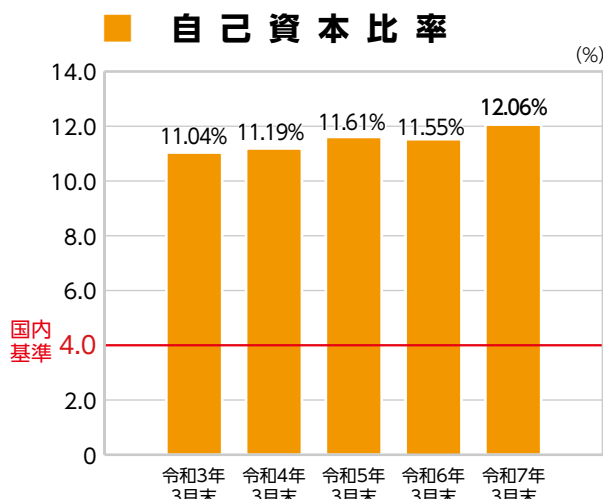
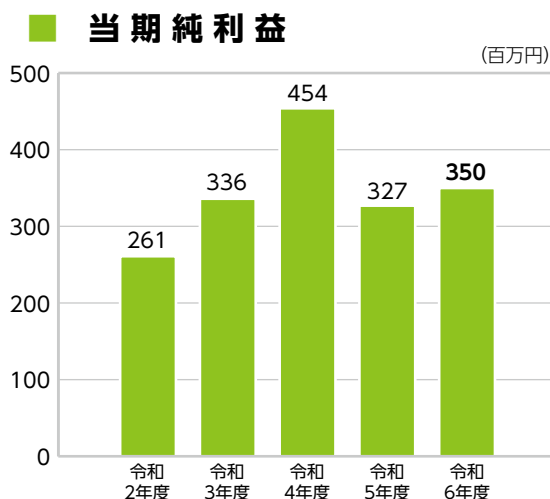
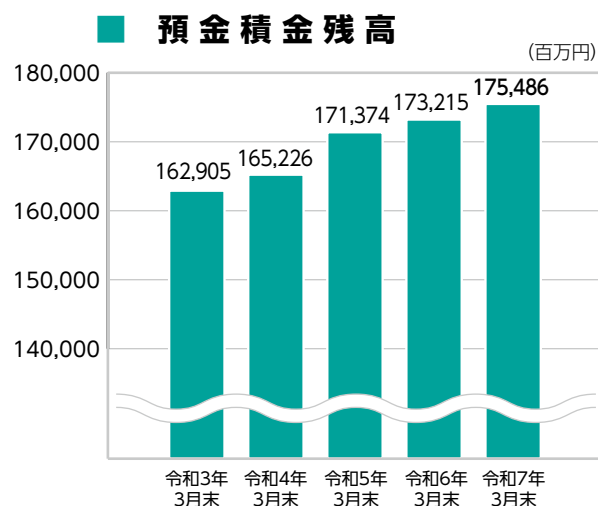
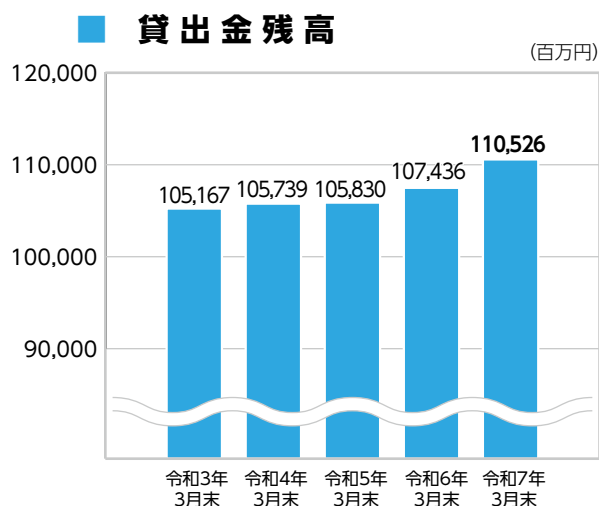
当金庫では、令和1年11月に公表した「健康経営宣言」をもとに、職員が健康でいきいきと働くことのできるよう健康経営に積極的に取り組んでまいりました。その結果、健康経営の推進に関する取組みが評価され、昨年度に引き続き経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人2025 (中小規模法人部門)」に認定されました。今後も、職員の健康維持増進を図り、より一層健康経営に取り組んでまいります。

主要な経営指標の推移

(単位：人、百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利益	経常収益	2,325	2,352	2,481	2,565	2,749
	経常利益	331	404	616	489	472
	当期純利益	261	336	454	327	350
残高	預金積金残高	162,905	165,226	171,374	173,215	175,486
	貸出金残高	105,167	105,739	105,830	107,436	110,526
	有価証券残高	36,061	38,188	35,527	36,265	35,835
	総資産額	178,575	181,045	186,541	188,177	189,895
	純資産額	8,676	8,715	8,530	8,826	8,563
自己資本比率		11.04%	11.19%	11.61%	11.55%	12.06%
職員数		124	121	124	132	127

(注) 1. 当金庫は国内基準を採用しております。  
 2. 当事業年度において、過年度における消費税の会計処理に係る誤謬の訂正を行いました。  
 この結果、令和5年度における総資産及び純資産が46百万円減少し、自己資本比率が0.06ポイント低下しております。



地域貢献

北群馬信用金庫と地域社会～元気な街づくり応援します～

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、渋川市広域圏や吾妻郡全域・前橋市・沼田市・高崎市など、群馬県北西部を主な営業区域として、地元の中小企業者や住民のみなさまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている協同組織金融機関です。

地元のお客さまからお預りした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客さまに供給し、より豊かな生活や事業の繁栄のお手伝いをさせていただくとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民のみなさまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に止まらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



**1 預金に関する事項**  
(地域からの資金調達の状況)  
預金積金残高【175,486百万円】

お客さまからお預かりした大切な預金積金は、みなさまから信頼をいただいている証だと考えております。

当金庫では、地域のみなさまの着実な資産づくりをお手伝いさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

なお、当金庫において取扱っております預金商品につきましては、本ディスクロージャー誌23頁をご覧ください。

**2 貸出金(運用)に関する事項**  
(地域への資金供給の状況)  
貸出金残高【110,526百万円】  
預金積金に占める貸出金の割合【預貸率62.9%】

お預入れいただいた預金積金は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員のみなさまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形で還元しております。

その内訳としては、設備資金615億円(うち住宅ローン155億円)、運転資金490億円(うち消費者ローン56億円)をご融資しております。

なお、当金庫において取り扱っております融資商品につきましては、本ディスクロージャー誌24頁をご覧ください。

**3 取引先への支援等**  
(地域とのつながり)

- (1) 預金積金としてお預りした資金は地域の発展に貢献すべく、貸出金として地域に還元させていただいております。
- (2) 渉外担当者を中心とした営業体制により、お客さまとより密着したお取引を目指しております。
- (3) 毎週木曜日に、税理士による税務相談(無料)を実施しております。
- (4) 月1回以上、年金相談会(無料、予約制)を実施しております。
- (5) 毎月原則第3木曜日に、よろず出張相談会(無料、予約制)を実施しております。

※計数は令和7年3月末現在

**4** **その他運用に関する事項(貸出金を除く)**  
**余資運用残高【74,682百万円】**  
**預金積金に占める有価証券の割合【預証率20.4%】**

余資運用のうち有価証券の期末残高は前年度末比4億円減少し、358億円となりました。また、預け金の期末残高は前年度末比9億円減少し、388億円となりました。

主な運用は、国債、地方債、社債、外国証券、投資信託であります。

今期も、ポートフォリオの見直しに取組み、より効率のよい運用を目指しました。

有価証券の運用については、あくまで安全第一を心掛けております。

**5** **今期決算に関する事項**  
**当期純利益【350百万円】**  
**自己資本比率【12.06%】**

収益面では、効率的な資金運用等により本業の儲けを示す業務純益は394百万円を確保することができました。

これにより経常利益472百万円、当期純利益は350百万円となりました。

なお、金融機関の健全性を表す指標である自己資本比率は、引き続き国で定める4%の基準を大きく上回る12.06%となっております。

当金庫では地域のお客さまに、これからも末永く信頼していただくという長期的な展望に立ち、今後も積極的な業務展開と安定的な収益確保により「安心と信頼」の更なる向上を目指し、取組んでまいります。

**6** **文化的・社会的貢献に関する事項**

- (1) 渋川市と連携協力に関する包括協定を締結し、地域の活性化に資するとともに市民サービスに協力しております。
- (2) 営業地域内の祭典・行事や清掃活動等に参加し、地域のみなさまとのふれあいを図っております。
- (3) 地域のスポーツ振興に貢献すべく、軟式野球大会「しんきん杯」を後援しております。
- (4) 毎年6月15日の「信用金庫の日」にあわせて、献血や募金を実施しております。
- (5) 営業店のロビーを利用して、地域のみなさまの作品をご紹介する「書き初め展」「展示会」等を行っております。
- (6) 近隣の横断歩道にて交通指導の協力を行っております。
- (7) 各地区に「しんきん会」を組織し、経営者の異業種交流や会員・お取引先のみなさまの親睦を図る場として各種行事を計画しております。

**7** **地域貢献の体制整備**

北群馬信用金庫店舗網

- 渋川市**
  - 本店営業部 ●中央出張所
  - 渋川南支店
  - 伊香保支店 ●子持支店
- 北群馬郡**
  - 吉岡支店
- 吾妻郡**
  - 吾妻支店 ●草津支店
  - 中之条支店 ●嬬恋支店
- 前橋市**
  - 前橋支店
- 沼田市**
  - 沼田支店

- 店舗外ATM** ●ベイシア渋川こもち店出張所



**金融面にとどまらず、地域文化の活性化にも取組んでおります。**

## 地域とのふれあい

### 【地元とのふれあい】

- 営業店のロビーを利用して、地域のみなさまによる作品をご紹介する「書き初め展」等を行っています。
- 地域で休日に行われる清掃に職員が参加し、地区の環境美化に努めています。



### 【スポーツ大会への参加】

- 毎年、群馬県実業団軟式野球大会、天皇賜杯軟式野球大会等へ参加しています。
- 地域のスポーツ振興に貢献すべく、軟式野球大会「しんきん杯」を後援しています。



### 【地域貢献】

- 6月15日の「信用金庫の日」にあわせて、毎年6月に献血、募金を実施しています。
- 渋川市内の店舗周辺の横断歩道で登校児童の交通安全のお手伝いをしています。



## 【会員・お取引先のみなさまとともに】

当金庫では、毎年お取引先のみなさまとの旅行を企画しております。令和6年度は、コロナの影響により取りやめていた旅行を5年ぶりに実施（日本のハワイでフラダンス、東武ワールドスクウェアで世界1周の旅、令和6年11月11日～12日）し好評をいただきました。

### ●各地区しんきん会の行事等

当金庫の会員及びお取引先のみなさまと一緒に各地区に「しんきん会」を組織し、旅行・観劇・ゴルフ大会・納涼会などを通して親睦を深め、ふれあいの輪を広げております。一例として、令和6年度は、北群馬しんきん会において、群馬出身のブルース歌手 HORIKEN さんをお招きし、コンサートを開催いたしました。

しんきん会名	主な行事
北群馬しんきん会 (本店・渋川南・子持)	ゴルフコンペ (年2回)、旅行「東北(温故知新) やすらぎの旅」、納涼会、講演会、新年会、観劇 (明治座)
伊香保しんきん会	納涼会、新年会
吾妻しんきん会	ゴルフコンペ (年2回)、講演会、納涼会、観劇 (JR 東日本四季劇場 [春])
草津しんきん会	ゴルフコンペ (年2回)、忘年会
中之条しんきん会	ゴルフコンペ (年2回)、納涼会、新年会
嬭恋きたしん会	ゴルフコンペ (年1回)、新年会
前橋北群馬しんきん会	ゴルフコンペ (年1回)、納涼会、新年会、旅行 (東京の新エリア探索と大江戸浅草の旅)
吉岡榛東しんきん会	ゴルフコンペ (年2回)、講演会、納涼会、新年会、観劇 (東京宝塚劇場)
きたしん実穂の会 (沼田)	ゴルフコンペ (年1回)、親睦会、新年会

※令和6年度の行事から抜粋



## きたしんホームページ

令和7年3月にホームページをリニューアルいたしました。

「きたしん」の営業内容、商品情報、投資信託情報、地域情報、イベントのお知らせなど、当金庫に関する最新情報を随時掲載してまいります。

また、インターネットバンキング、投信インターネットサービス、WEB完結型の個人ローンなどのWEB上のお取引の入口ともなっております。

リンク集では地元自治体・観光協会や営業地区内の地域情報はもちろん、信用金庫・金融業界ホームページなどにアクセスできますので、情報検索の一助としてお役立てください。

ホームページアドレス <https://www.shinkin.co.jp/kitashin1210/>

The screenshot shows the top navigation bar of the Kitashin website. It includes the logo and name '北群馬信用金庫', a menu for '個人のお客さま' (Individual Customers) and '法人・個人事業主のお客さま' (Corporate/Individual Business Owners), and utility links like 'よくあるご質問' (FAQ), '検索' (Search), and 'ログイン' (Login). Below the navigation are service categories: 'かりる' (Borrowing), 'ためる' (Saving), 'ふやす・そなえる' (Investment/Planning), '便利なサービス' (Convenient Services), '金利・手数料' (Interest/Fees), and '店舗・ATM' (Branches/ATMs). A notice bar mentions '懸賞付き定期預金「Lucky Lottery」の取扱い開始について' (Regarding the start of handling for the 'Lucky Lottery' interest-bearing term deposit). The main banner features a street scene with the text '元気な街づくり 応援します' (We support creating a vibrant town). Below the banner are two columns of service buttons: '個人向けインターネットサービス' (Individual Internet Services) including '個人のお客さま向けインターネットバンキング' and '投信インターネットサービス'; and '法人・個人事業主向けインターネットサービス' (Corporate/Individual Business Owner Internet Services) including '法人・個人事業主のお客さま向けインターネットバンキング' and 'きたしん電子記録債権サービス'.

## キャンペーン・トピックス

カーライフプラン  
特別金利キャンペーン

自動車・オートバイ・自転車の購入や車検・借換えにも！あなた…

かんたん・便利！  
きたしん教育カードローン

お使いみちは自由！おまとめもOK！人生のさまざまなイベント…

きたしん住宅ローン  
「はっぴーほーむ」

他金融機関住宅ローンの借換えにもご利用いただけます！

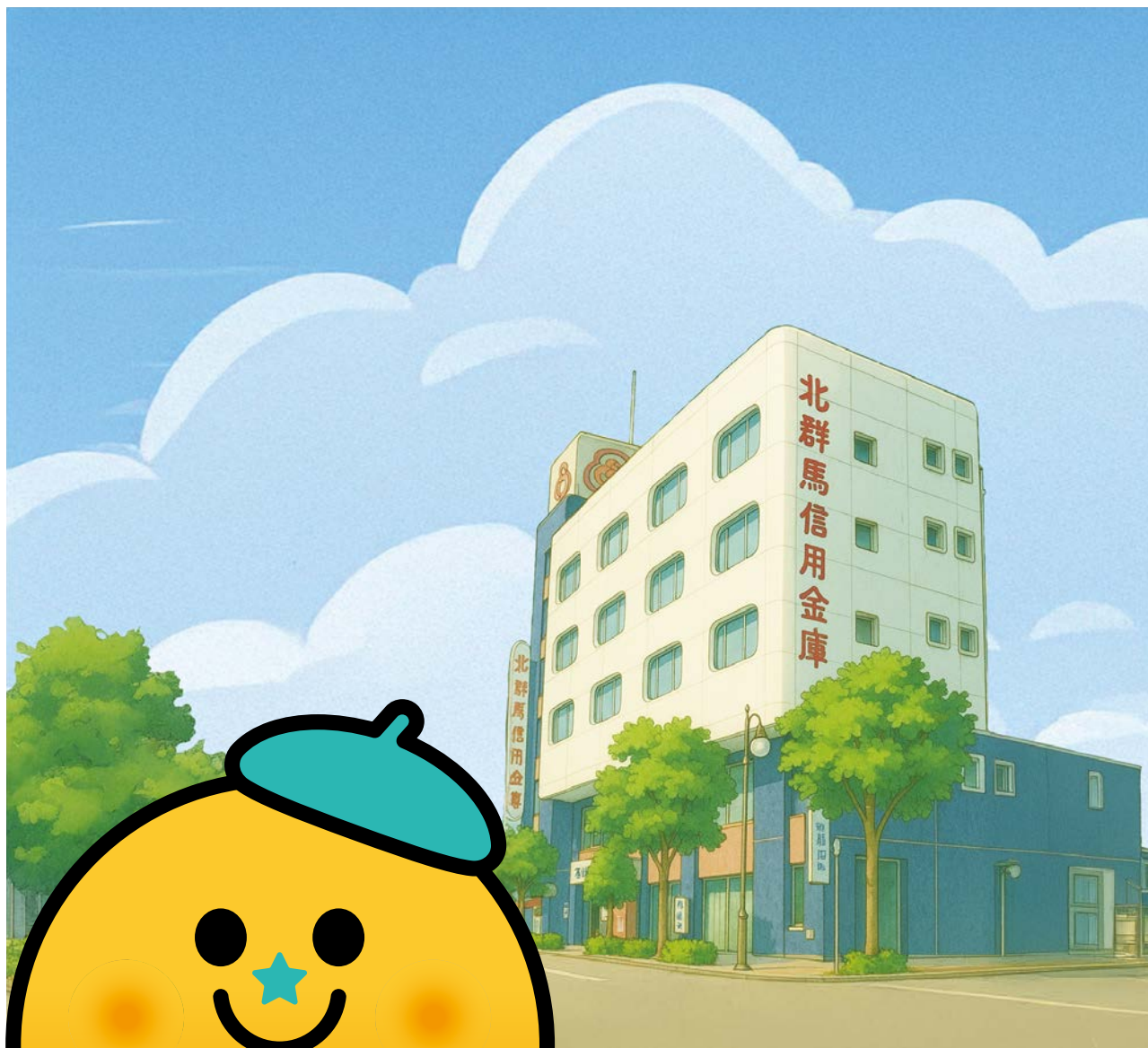
きたしん無料年金相談会

社会保険労務士による無料相談会を各営業店で実施し…

## きたしん公式キャラクター

私たち北群馬信用金庫に、この度マスコットキャラクター「へそまる君」が誕生しました。

「へそまる君」という名前には、皆さまに末永く愛される存在になるよう、たくさんの願いと想いが込められています。



きたしん  
公式キャラクター  
へそまる君

へそまる君は、皆さまと私たち北群馬信用金庫を繋ぐ大切な存在です。  
どうぞ、これからの「へそまる君」の活躍にご期待ください。

SDGsへの取組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(Sustainable Development Goals)

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰も置き去りにしない」という基本理念の元、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向け、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。

環境保全



環境保全に向けた取組み

- 再生可能エネルギー設備への積極的支援
- 再生紙の利用
- クールビズ
- ペーパーレス化
- 環境配慮型融資商品
- 清掃活動への参加
- 電力抑制への取組み



清掃活動

## 地域の活性化に向けた取組み

8 働きがいも  
経済成長も



9 産業と技術革新の  
基盤をつくらう



### 地域密着型金融の推進

- よろず出張相談会の開催
- 創業支援
- 税務相談会の開催
- 助成金・補助金申請支援
- 経営改善・事業再生支援
- ビジネスマッチング支援



補助金活用セミナー



よろず出張相談会

11 住み続けられる  
まちづくりを



12 つくる責任  
つかう責任



### 地域貢献活動

- 「地域見守り」事業への参加
- 献血・募金活動
- 年金相談会の開催
- 全役職員が認知症サポーター
- 地域行事への参加
- 店舗等のバリアフリー対応
- 渋川市長期滞在型移住体験施設事業への参画
- フードドライブへの協力



渋川市フードドライブ



年金相談会

## 人材育成に向けた取組み

4 質の高い教育を  
みんなに



5 ジェンダー平等を  
実現しよう



### 人材育成

- 資格取得奨励
- 健康経営推進(健康経営優良法人2025認定)
- 各種就業支援制度(育児・介護休業等)
- 自主勉強会
- 奨学金返済支援制度
- メンター制度
- トレーニー制度

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

当金庫では、「地域密着型金融推進計画」として、中小企業者や個人のお客さまの事業に係る事業性評価を適切に行い、金融仲介機能を発揮した課題解決などへの支援、地方公共団体との連携による地方版創生総合戦略推進への積極的な参画など、様々な施策に取り組んでおります。

これらを実践していくために、本部と営業店が一体となり情報の共有を図るとともに、お客さまからの経営相談への対応や経営支援等を適切に実施していくため、役職員のレベルアップに向けた研修会等を実施しております。そのうえでお客さまの声を可能な限り反映し、利便性等の向上に取組み、間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図ってまいり所存でございます。

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、地域金融機関として、企業のライフステージに応じた事業性評価に基づき、金融仲介機能を発揮して課題解決のための一助となることが重要な使命であると考えております。この使命を積極的に果たしていくことにより、微力ではありますが、個々のお客さまはもとより、地域経済の発展に寄与できるものと考えております。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

経営支援の専担部署である地域サポート部と営業店が連携し、経営改善計画書の策定支援及びそのフォローアップ等を継続して行っております。また、状況により外部機関である群馬県よろず支援拠点や群馬県中小企業活性化協議会等と連携を図っております。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### (1)創業・新規事業開拓の支援

- 県制度融資の積極的な取扱いによる支援
- 創業支援プラットフォーム「しんきん創業の扉」による情報提供
- 職員の人材育成に関する勉強会開催
- 地域の発明協会主催の発明くふう展に協賛
- 「群馬イノベーションアワード」に協賛

#### (2)成長段階における支援

- 各種機会を活用してのビジネスマッチングへの取組み
- 販路拡大支援として各種ビジネスマッチングフェアやしんきんコネクト、しんきん地域ネットを活用した営業代行等の紹介
- 「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ担保又は保証に過度に依存しない融資の推進
- 新商品研究、異業種交流の研修会の設営
- 群馬県よろず支援拠点並びに群馬県事業承継・引継ぎ支援センターと共催し、よろず出張相談会の開催
- 群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点と連携し、専門人材の紹介

#### (3)経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 経営改善計画書策定支援
- M&A等を含む円滑な事業承継に向けた支援
- 公的機関との連携によるコンサルティング機能の発揮
- 公的機関や実務専門家等との連携による補助金申請支援
- 新型コロナウイルス感染症、原材料高等の影響を受けた事業者等への支援
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を踏まえた支援
- 公的機関と連携したセミナー、相談会等を開催

## 4. 地域の活性化に関する取組状況

- デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく施策に係る金融支援
- 渋川市との「連携協力に関する包括協定」により、地域の活性化に資するとともに、市民サービスへの協力
- 地方公共団体等によるイベントや地元の祭典への積極的参加
- 税務相談の実施
- 年金相談会の実施
- よろず出張相談会の実施
- 小学生を対象とした金融知識の普及として「まなぼう教室」の開催
- 交通安全指導の実施
- 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言に賛同
- 渋川市長期滞在型移住体験施設事業への参画

## 5. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

### (1) 経営者保証に関する取組方針

#### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. 事業性融資における経営者保証については、一律的、機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて保証契約の必要性を十分に検討します。また、お客さまと保証契約を締結する際は、主に以下の項目について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的に検討を行います。
  - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
  - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
  - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうる。
  - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」等について丁寧かつ具体的ご説明させていただきます。
2. 手形割引・でんさい割引については、原則として経営者保証を求めない対応を検討いたします。
3. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合、主に上記1の①～⑤について検討し、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. 事業承継時に、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
5. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

### (2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	349件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	45.68%
保証契約を解除した件数	38件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

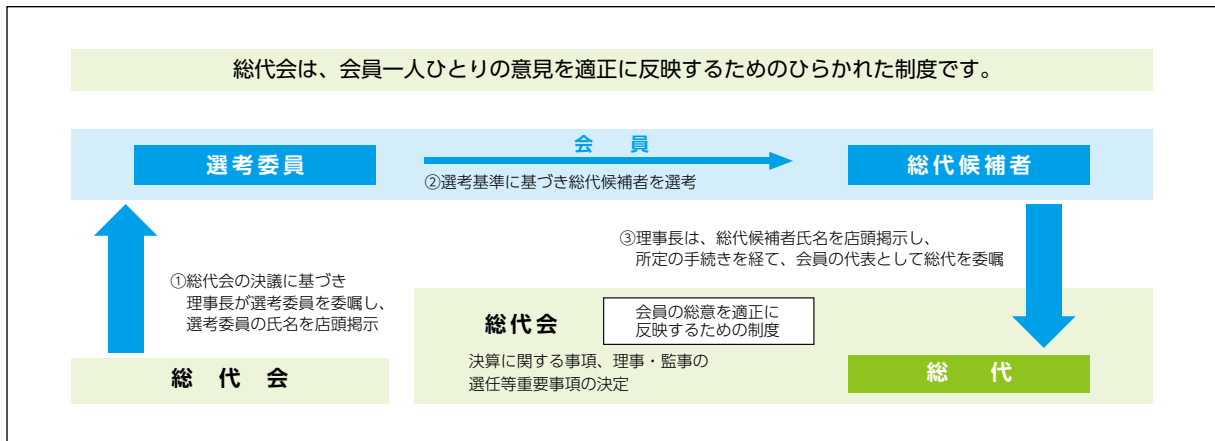
## 総代会制度

### 1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



### 2. 総代とその選任方法

#### (1)総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、70先以上110先以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、令和7年6月30日現在の総代数は103名で、会員数は14,422先です。

#### (2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

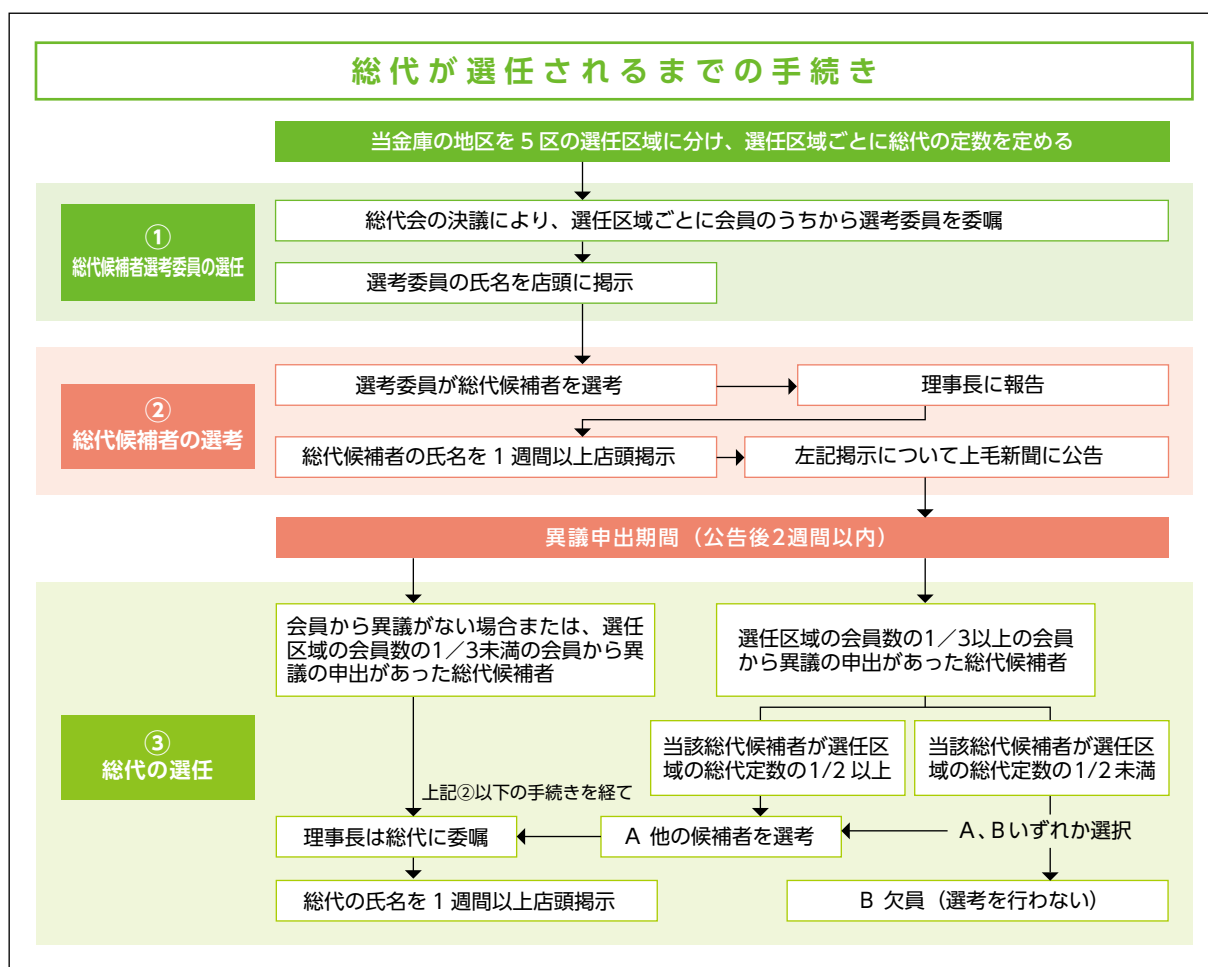
#### （注）総代候補者選考基準

##### ①資格要件

1. 当金庫の会員である者
2. 就任時点で80歳を超えていない者（ただし平成31年の任期満了時点で総代である者については適用しない）

##### ②適格要件

1. 総代として相応しい見識を有している者
2. 良識をもって正しい判断ができる者
3. 人格にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分に理解している者
4. その他総代候補者選考委員が適格と認めた者



※上記フロー図は当金庫定款において定める総代選任手続きに基づいております。

### 3. 第77期通常総代会の決議事項

令和7年6月27日に開催された第77期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- (報告事項)
- 第77期業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件
  - 監事監査報告の件
- (決議事項)
- 第1号議案   剰余金処分案承認の件
  - 第2号議案   会員除名の件
  - 第3号議案   理事選任の件



第77期通常総代会

#### 4. 総代の氏名等 (令和7年6月30日現在、50音順、敬称略、氏名の後の数字は総代への就任回数)

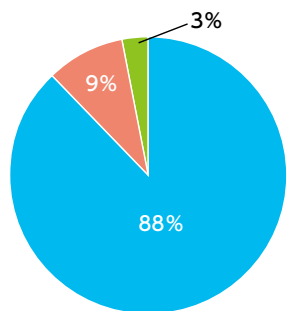
選任区域	人数	氏名
第1区 渋川市 (第2区以外)	27名	青木 胖⑥/青沼 知行⑥/飯塚 俊雄⑥/井口 博之③ 池田 多千穂⑤/石橋 薫⑥/一倉 和昭④/今成 克之② 碓田 優③/木暮 一彦③/清塚 徹⑤/見城 光範⑬ 小林 桂②/設楽 雅之②/島 正一③/島崎 勝仁④ 須田 博子⑤/太刀川 靖彦②/角田 八也④/永井 勇④ 南雲 孝雄⑥/根岸 一之③/宮下 隆敬⑥/本木 忠美③ 山田 一夫⑦/横手 孝輔⑦/吉井 伸一③
第2区 渋川市 (上白井・中郷・横堀・北牧・吹屋・白井、北橋町、赤城町、小野子・村上、伊香保町) 高崎市 (旧群馬郡榛名町) 北群馬郡吉岡町、榛東村	21名	石倉 一夫④/大河原 清一⑨/大澤 秀則⑤/大沢 藤雄⑤ 岡本 英樹③/粕川 良行④/狩野 重雄⑬/木村 幸弘③ 小林 茂⑥/小林 信彦④/齋藤 長作⑨/新保 明⑦ 関口 明子⑦/堤 隆雄④/寺島 順一⑧/野村 克久⑥ 樋口 勝彦③/牧口 規雄⑧/眞淵 敏之⑧/八高 忠雄⑥ 山崎 雄平⑧
第3区 吾妻郡東吾妻町、中之条町、高山村、草津町、長野原町、嬬恋村	31名	安斉 文弥⑪/池原 純⑧/市川 薫⑥/上原 静男⑦ 大橋 浩二③/小淵 成康③/唐澤 共紀③/北川 拓夫⑦ 黒岩 信忠⑥/小池 孝⑨/小林 信男②/齊藤 袈裟慈⑪ 佐藤 今朝司③/佐藤 光成③/篠原 利夫⑥/立川 正章⑦ 田村 亮一⑬/角田 治男⑥/中澤 恒喜⑥/橋詰 勲⑦ 美才治 康人③/堀田 洋一⑥/前田 康則③/町田 護④ 宮崎 孝二⑤/宮崎 次雄⑨/安原 和臣⑥/山田 寅幸⑰ 山田 信行⑦/山本 洋子⑥/渡 茂③
第4区 前橋市 (旧勢多郡大胡町・宮城村・粕川村を除く)、高崎市 (第2区以外の高崎市で旧群馬郡倉渕村、多野郡新町、吉井町を除く)	16名	内山 均⑪/岡野 高久⑥/北爪 良生④/北屋敷 司② 小池 洋七⑧/木暮 英一⑪/小平 忍⑦/佐藤 栄作③ 佐藤 富司夫⑨/都木 賢司⑦/富岡 幹世⑦/長井 一英③ 長浜 幹雄⑧/蜂須 浩④/廣瀬 幸重③/山本 友次③
第5区 沼田市 利根郡	8名	石坂 淳一④/石田 宇平⑨/風間 知晴③/佐野 滋④ 戸部 聖之③/永井 徹⑨/林 基幸③/諸田 一豊④

※氏名については、掲載に同意を得ております。 ※総代の就任回数は、平成元年からのものです。

#### <総代の属性別構成比>

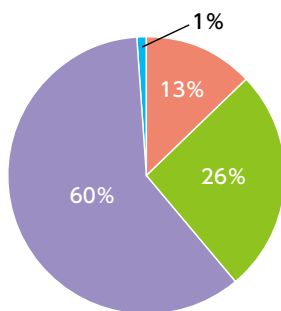
職業別

■ 法人代表者 ■ 個人事業主 ■ 個人



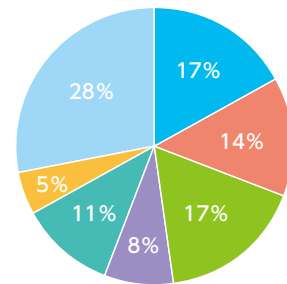
年代別

■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代以上



業種別

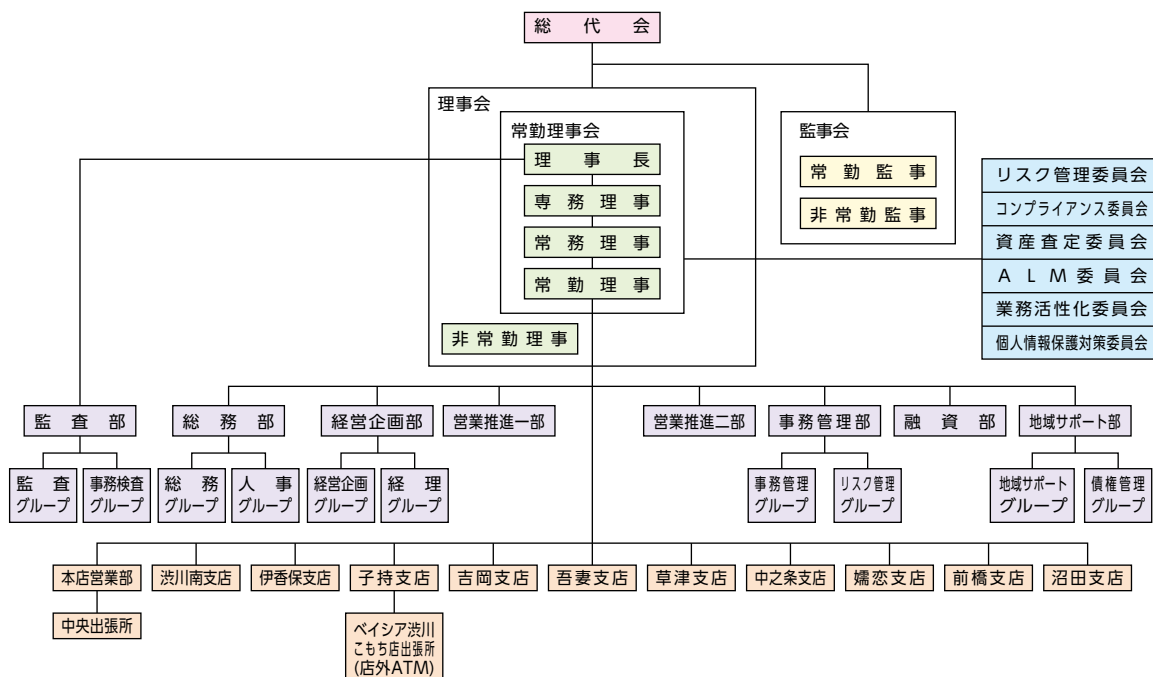
■ 卸・小売業 ■ 製造業 ■ 建設業  
■ サービス業 ■ 不動産業 ■ 農業 ■ その他



※業種別の構成比は、法人代表者、個人事業主に限ります。

## 北群馬信用金庫組織図

(令和7年7月現在)



## 役員

(令和7年7月1日現在)



理事長  
入澤 達也



専務理事  
綿貫 一美



常務理事  
松本 昌嗣



常勤理事  
葉原 弘



常勤理事  
奥村 孝治



理事  
三善 瑛市



理事  
石井 敬浩



理事  
岡本 有司



常勤監事  
橋本 守



監事  
松島 豊馬



監事  
石井 忠志

常務執行役員 (吾妻支店長)

鳩原 健志

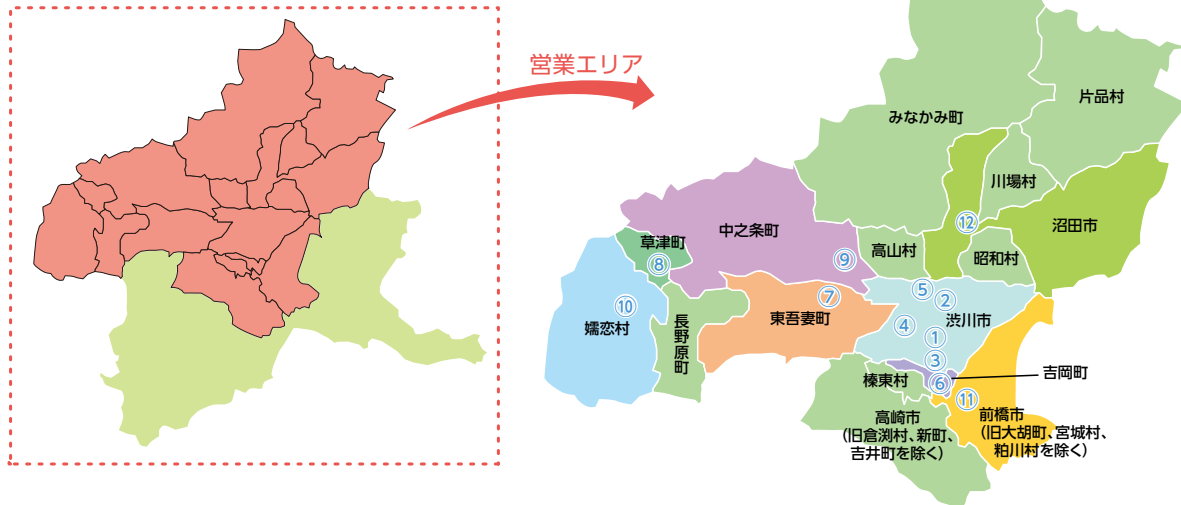
執行役員 (事務管理部長)

鈴木 孝雄

- ※ 1 理事 石井敬浩、岡本有司は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
- ※ 2 監事 松島豊馬は信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。

## 店舗一覧

(令和7年7月1日現在)



### ① 本店営業部



部長  
高木 健太  
〒377-0007  
渋川市石原203番地の3  
TEL 0279-22-3116



### ⑤ 子持支店



部長待遇  
支店長  
山田 亮  
〒377-0205  
渋川市北牧1018番地1  
TEL 0279-53-5050



### ② 本店営業部 中央出張所



〒377-0008  
渋川市渋川12432番地54  
TEL 0279-24-2511

### ⑥ 吉岡支店



支店長  
内田 修弘  
〒370-3605  
北群馬郡吉岡町北下1026番地4  
TEL 0279-55-0123



### ③ 渋川南支店



支店長  
原澤 充俊  
〒377-0005  
渋川市有馬272番地  
TEL 0279-24-4222



### ⑦ 吾妻支店



常務執行役員  
支店長  
鳩原 健志  
〒377-0801  
吾妻郡東吾妻町原町5105番地  
TEL 0279-68-2611



### ④ 伊香保支店



支店長  
高木 健太  
〒377-0102  
渋川市伊香保町伊香保136番地10  
TEL 0279-72-2641



### ⑧ 草津支店



支店長  
小林 幸浩  
〒377-1711  
吾妻郡草津町草津336番地1  
TEL 0279-88-3166



営業時間は店舗により異なります。詳しくはホームページをご確認ください。

### 営業地区一覧

渋川市、前橋市（旧大胡町、宮城村、粕川村を除く）、高崎市（旧倉淵村、新町、吉井町を除く）、沼田市、榛東村、吉岡町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

#### ⑨ 中之条支店



支店長  
入内島 正明  
〒377-0424  
吾妻郡中之条町中之条町978番地  
TEL 0279-75-3381



#### ⑩ 嬭恋支店



支店長  
栞原 和也  
〒377-1613  
吾妻郡嬭恋村大笹172番地の1  
TEL 0279-96-0421



#### ⑪ 前橋支店



支店長  
河村 誠一  
〒371-0033  
前橋市国領町一丁目1番11号  
TEL 027-234-3434



#### ⑫ 沼田支店



支店長  
大平 孝憲  
〒378-0053  
沼田市東原新町1921番地の4  
TEL 0278-22-4331



### ATMのご案内

店舗名	平日	土・日・祝日
本店 営業部	8:00~20:00	9:00~17:00
中央出張所	8:00~20:00	9:00~17:00
渋川南支店	8:00~20:00	9:00~17:00
伊香保支店	8:45~18:00	—
子持支店	8:00~20:00	9:00~17:00
吉岡支店	8:00~20:00	9:00~17:00
吾妻支店	8:00~20:00	8:00~20:00
草津支店	8:00~20:00	9:00~17:00
中之条支店	8:00~20:00	9:00~17:00
嬭恋支店	8:00~20:00	9:00~17:00
前橋支店	8:00~20:00	9:00~17:00
沼田支店	8:00~20:00	9:00~17:00
<店外ATM> ペイシア渋川こもち店出張所	9:00~20:00	9:00~20:00

※ペイシア渋川こもち店の休業日は営業を休止しています。

※それぞれのATMコーナーで、ご利用いただける日時が異なりますのでご注意ください。  
※当金庫では、目の不自由な方にもATMをご利用いただけるようハンドセット付ATMを設置しております。

通帳・キャッシュカード等を紛失された場合や盗難に遭われた場合は、至急お取引店または本支店までご連絡ください。なお、当金庫の営業時間外には、しんきんサービスセンター（TEL03-3740-3080）で受け付けております。

## しんきんATM ゼロネットサービス

しんきんのキャッシュカードなら便利でお得!

全国の信用金庫ATMで入出金手数料

0 (※) 円

「しんきんゼロネットサービス」のご利用時間および対象取引

	平日	8:45~18:00	お預入れ・お引出し
	土曜日	9:00~14:00	お預入れ・お引出し

※上記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。  
※サービスをご利用いただけないATMが一部ございます。

沿 革

昭和23年 8月	市街地信用組合法に基づき北群馬渋川信用組合として発足	10年 6月	事務合理化委員会を設置、西暦2000年問題の統括部署とする
24年 4月	中小企業等協同組合法に基づき北群馬渋川信用組合に組織変更	11年 4月	コンプライアンス・法務リスク等対応のため資産監査室を設置
26年12月	信用金庫法に基づき北群馬信用金庫に組織変更 理事長 佐鳥俊一 役職員15名 預金50,007千円、貸出金38,748千円 所在地 渋川市2403番地	11年 6月	西暦2000年問題対策委員会設置 テレホンバンキング取扱開始
27年 7月	全国信用金庫連合会加入	11年11月	当せん金付証券に係る事務取扱開始 (宝くじ販売・当せん金払戻業務)
27年10月	伊香保支店開設	11年12月	資産査定委員会設置
30年 2月	内国為替取引開始	12年 3月	デビットカードサービス取扱開始
30年 3月	群馬県信用保証協会と債務保証契約	12年 4月	インターネットのホームページ開設 店外ATMベシア渋川こもち店出張所開設
34年 4月	吾妻出張所開設 (38年5月支店昇格)	12年12月	コンプライアンス委員会設置 信用金庫相互間におけるATM利用手数料無料化開始
35年11月	本店移転 (渋川市下之町2460)	13年 4月	火災保険窓販 (住宅ローン長期火災保険) 取扱開始
39年11月	伊香保支店移転	13年 6月	信用金庫法改正により常勤監事設置 信用金庫法改正により会計監査人設置 新日本監査法人選任
40年 9月	草津支店開設	13年 8月	吾妻支店長野原出張所店外ATM開設
43年12月	中之条支店開設	13年 9月	ペイオフ対策委員会設置
46年 1月	吾妻支店移転	13年11月	中央支店を本店営業部中央出張所に変更
48年 7月	嬬恋支店開設	14年 1月	嬬恋寮設置
51年 8月	長野原独身寮設置	14年 2月	中央出張所新築開店
51年 9月	前橋支店開設	14年 2月	西暦2000年問題対策委員会解散
54年 5月	本店現在地 (渋川市石原203-3) へ移転 旧本店を中央支店として開設	14年 4月	本部機構改革 吾妻支店ベシア吾妻店出張所開設
55年11月	伊香保支店移転	14年 8月	リスク管理委員会設置
58年 2月	信金東京共同事務センター加盟、オンライン稼働	14年10月	前橋南支店を廃止、前橋支店へ統合
59年 5月	証券業務取扱開始	15年 1月	生命保険窓口販売業務開始
59年12月	日本銀行と当座取引開始	15年 5月	店外ATM群馬ジャスコ出張所、本店営業部へ統合
60年 6月	草津支店移転	15年 6月	新日本監査法人選任、あずさ監査法人選任
60年11月	沼田支店開設	16年 1月	インターネットバンキングサービス取扱開始
60年12月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始	16年 6月	外貨宅配サービス取扱開始 あずさ監査法人選任 (朝日監査法人とあずさ監査法人合併) 長野原独身寮を廃止し、草津町へ移転
61年 4月	店外自動設備 (群馬ジャスコ出張所) 設置	16年 9月	個人情報保護対策委員会設置
62年 4月	前橋南支店開設	16年12月	決済用普通預金取扱開始
62年11月	本店営業部南出張所開設	17年 3月	商工組合中央金庫前橋支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結 国民生活金融公庫高崎支店及び中小企業金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
平成 1年 5月	「有価証券指数等先物取引」等取扱開始	17年 7月	経営支援室設置
1年12月	前橋西支店開設	17年10月	榛東支店を廃止、吉岡支店へ統合
3年 2月	サンデーバンキング開始 (本店)	18年 6月	投資信託の販売取扱開始
3年12月	会長制導入、会長に佐鳥俊一、理事長に武藤三郎就任	18年 7月	店外ATMジャスコ吉岡ショッピングセンター出張所開設
4年 4月	子持出張所開設 (6年10月支店昇格)	20年 9月	本店営業部南出張所を廃止
6年 8月	榛東支店開設	20年10月	渋川南支店開設
7年12月	吉岡支店開設		
8年 3月	為替事務の本部集中処理開始		
8年 7月	ALM委員会設置		
8年12月	ATM祝日稼働開始		
9年 4月	理事長武藤三郎退任 (非常勤理事となる) 理事長に専務吉田喜一が就任		
9年 5月	信用金庫法改正により員外監事制度導入		
9年 7月	店外ATMジャスコ吉岡ショッピングセンター出張所開設		
9年 8月	会長佐鳥俊一死去		
10年 4月	機械化推進委員会にて西暦2000年問題対応着手		

直近10年のあゆみ

- 21年 3月 理事長吉田喜一退任（非常勤理事となる）
- 21年 4月 理事長に専務三善瑛市が就任
- 21年 6月 経営企画部設置
- 21年 8月 会長に吉田喜一（非常勤理事）が就任
- 21年 9月 店外ATM吉岡支店榛東出張所、吉岡支店へ統合
- 22年 3月 店外ATM吾妻支店長野出張所、吾妻支店へ統合
- 22年10月 本店営業部リニューアル  
株式会社朝日信託と相続関係業務について媒介業務の業務提携を締結
- 23年 3月 会長吉田喜一退任（非常勤理事となる）
- 23年10月 前橋西支店を前橋支店前橋西出張所へ変更
- 24年 3月 個人向け国債取扱開始
- 24年10月 ぐんま県民債取扱開始
- 24年11月 経営革新等支援機関認定
- 25年 2月 電子記録債権サービス取扱開始
- 25年10月 日本政策金融公庫農林水産事業との業務連携
- 26年12月 日本政策金融公庫との「中小企業支援に関する覚書」締結
- 27年 4月 地域サポート室設置
- 27年 7月 吾妻支店移転
- 28年 1月 地域サポート室を地域サポート部へ昇格
- 28年10月 渋川市と「連携協力に関する包括協定」を締結
- 29年 8月 孺恋支店移転
- 30年 8月 前橋支店前橋西出張所を廃止、前橋支店へ統合
- 31年 3月 群馬県商工会議所連合会と「中小企業等の事業承継支援に関する連携協定」を締結
- 令和 1年 6月 理事長三善瑛市が退任し、相談役会長（非常勤理事）に就任  
理事長に専務入澤達也が就任
- 1年10月 店外 ATM 前橋西出張所、前橋支店へ統合
- 1年12月 群馬大学と「産学連携に関する協定」を締結
- 2年 3月 群馬県行政書士会と「包括的連携に関する協定」を締結
- 4年 4月 個人型確定拠出年金（iDeCo）取扱開始
- 6年 6月 あずさ監査法人退任、翠星監査法人選任
- 7年 6月 相談役会長三善瑛市退任（非常勤理事となる）

- 平成27年10月 営業支援システム稼働
- 30年 6月 信託契約代理業取扱開始
- 30年 8月 渋川市と「地域見守り活動等に関する協定」を締結
- 31年 1月 東吾妻町と「地域見守り支援事業に関する協定」を締結
- 31年 2月 後見制度支援預金取扱開始
- 31年 4月 外貨宅配サービス取扱終了
- 令和 2年 3月 パーソルホールディングス株式会社と業務提携
- 2年10月 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言に賛同
- 2年11月 群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点の金融機関連携へ参画
- 4年 3月 「健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）」に認定  
「SDGs 宣言」の公表
- 4年 4月 群馬県信用保証協会と「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結
- 4年 7月 しんきん SDGs 私募債取扱開始
- 4年 7月 商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結
- 4年10月 経済産業省関東経済産業局の「地域金融機関との連携プログラム」へ参画
- 4年10月 特定非営利活動法人北関東産官学研究会の賛助会員へ加盟
- 4年12月 きたしんケイエール取扱開始
- 4年12月 キャッシュレス納付推進宣言
- 5年 1月 コンサルファーム群馬株式会社と「ビジネスマッチングサービス契約」を締結
- 5年 2月 きたしん地域サポートローン取扱開始
- 5年 4月 フコクしんらい生命保険株式会社の一時払終身保険取扱開始
- 5年 7月 投信インターネットサービス取扱開始
- 6年 7月 きたしん「暮らしの笑楽校」開校
- 7年 3月 きたしんホームページ リニューアル



商品のご案内

預金商品

(令和7年6月現在)

商 品 名		内 容 と 特 色	預入期間	最低預入金額	
当	座 預 金	小切手・手形によるお支払いにご利用していただく預金です。	出し入れ自由	1円以上	
総 合 口 座	普 通 預 金	出し入れ自由な普通預金、利息の有利な定期預金。 いざというときに定期預金の90%まで自動的にご融資。 (上限金額 300万円) これらがセットされた便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上	
	決 済 用 普 通 預 金		出し入れ自由	1円以上	
	定 期 預 金		ス ー パ ー 定 期	1年～5年	100円以上
			大 口 定 期 預 金	1年～5年	1,000万円以上
			期 日 指 定 定 期 預 金	3年	100円以上
変 動 金 利 定 期 預 金	1年～3年				
普 通 預 金	出し入れが自由で、公共料金などの自動支払い、給与、年金などの自動受取り、キャッシュカードなど幅広くご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上		
決 済 用 普 通 預 金	預金保険制度の全額保護対象預金です。 無利息、出し入れが自由で、公共料金などの自動支払い、給与、年金などの自動受取り、キャッシュカードなど幅広くご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上		
貯 蓄 預 金	預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。 キャッシュカードもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上		
通 知 預 金	資金の短期運用に最適な預金です。 お引き出しする日の2日前までにご通知ください。	7日以上	5,000円以上		
納 税 準 備 預 金	納税資金専用の預金で、非課税となっています。 ただし、納税以外の払戻しは、課税扱いとなります。	払戻しは納税時	1円以上		
後 見 制 度 支 援 預 金	被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするために必要な金銭は後見人自身が管理し、残額は「後見制度支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。口座の入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。	期間の定めはありません	1円以上		
定 期 預 金	ス ー パ ー 定 期	余裕資金運用としてご利用ください。個人の方は3～5年ものをご利用されると半年毎の複利計算で有利です。	1カ月～5年	100円以上	
	大 口 定 期 預 金	大口の余裕資金を有利に運用できます。	1カ月～5年	1,000万円以上	
	期 日 指 定 定 期 預 金	1年過ぎたら1カ月前の通知で払戻しできます。 利息は1年毎の複利計算で有利です。	3年	100円以上	
	変 動 金 利 定 期 預 金	半年毎に金利が見直されます。 個人の方は複利型（3年もの・半年毎の複利計算）をご利用いただけます。	1年～3年	100円以上	
	年 金 定 期 2 0 0	公的年金を当金庫でお受取りの方の定期預金です。 スーパー定期1年の利率に0.1%上乗せになります。 (預入限度額1名につき200万円)	1年	10万円以上	
	年 金 定 期 ス ー パ ー 5 0 0	公的年金を当金庫でお受取りの方の定期預金です。 スーパー定期1年の利率に0.2%上乗せになります。 (預入限度額1名につき500万円) (お預かりする資金は当金庫に初めてお預入れとなる資金に限ります。)	1年	10万円以上	
	き た し ん ふ く し 定 期	福祉年金などの受給者が対象となります。 スーパー定期1年の利率に0.1%上乗せになります。 (預入限度額350万円)	1年	100円以上	
	My Precious	退職金、資産売却代金、保険金などまとまった資金を確実に残したい方向けの定期預金で、預入期間に応じ特別金利でお預かりいたします。	1年・3年・5年	500万円以上	
定 期 積 金	毎月一定日に、一定金額を積立て満期日に給付金が付き、大きく育ちます。	1年～5年	1,000円以上		
財 形 貯 蓄 預 金	お勤めの方の財産づくりにお役に立ちます。 給与、ボーナスからの天引き預金です。	一般は3年以上 その他5年以上	1,000円以上		

(注) 総合口座、貯蓄預金、期日指定定期預金、年金定期200、年金定期スーパー500、きたしんふくし定期、財形貯蓄預金、後見制度支援預金については、個人の方のみのお取扱いとなります。詳しくは店頭にて備え付けの「商品説明書」をご覧ください。

## 融資商品 一般のご融資

- 割引手形……………一般商業手形の割引をいたします。
- 手形貸付……………仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。
- 証書貸付……………設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。
- 当座貸越……………約定極度額まで当座決済資金をご融資いたします。

(令和7年6月現在)

商 品 名	内 容 と 特 色	融 資 期 間	融 資 限 度 額
きたしん マイホームプラン (はッピーほーむ)	固定金利・変動金利選択型住宅ローンです。 住宅用地の取得、住宅の新築、増改築や購入、マンション購入などにご利用ください。 他金融機関住宅ローン借り換えにもご利用いただけます。原則、団体信用生命保険の加入が条件となります。	全国保証(株) 50年以内 (社)しんきん保証基金 50年以内	全国保証(株) 100万円～2億円 (社)しんきん保証基金 50万円～2億円
無担保住宅ローン※	不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金及びそれに伴う諸費用などにご利用ください。他金融機関住宅ローン借り換えにもご利用いただけます。	3ヶ月以上 20年以内	2,000万円以内
無担保住宅 借 換 ロ ー ン ※	公的住宅ローン及び民間金融機関の住宅ローンの借換にご利用いただけます。原則、団体信用生命保険の加入が条件となります。	6ヶ月以上 20年以内	50万円～2,000万円
きたしん リフォームプラン※	住宅の増改築、キッチン、お風呂の修繕、車庫、お庭造り等リフォームのことなら何でもご利用いただけます。	3ヶ月以上 15年以内	1,000万円以内
住宅サポートローン	住宅ローンの新規契約者を対象に、住宅購入のタイミングで発生する家具家電、自動車の購入等に利用できます。	3ヶ月以上 50年以内かつ 当該住宅ローンの 保証期間内	500万円以内
住宅サポートローン ワ イ ド	住宅ローン契約者を対象に、住宅購入後のライフイベントにおける様々な資金ニーズに利用できます。	3ヶ月以上 20年以内	500万円以内
しんきん個人ローン※	お使い道は自由です。お客さまの計画にあったご返済が可能です。	3ヶ月以上 10年以内	500万円以内
スーパーフリーローン※	お使い道は自由です。消費資金に加え事業資金もご利用いただけます。また、既存のお借入金のおまとめも可能です。	3ヶ月以上 10年以内	500万円以内
フリーローンきたしんの 「新すぐれもの」※	お使い道は自由です。消費資金に加え事業資金もご利用いただけます。また、既存のお借入金のおまとめも可能です。	6ヶ月以上 10年以内	10万円～500万円
カーライフプラン※	マイカー、オートバイの購入にご利用ください。 車検費用等にもご利用いただけます。	3ヶ月以上 15年以内	1,000万円以内
きたしん 教育カードローン※	入学金、在学期間中の資金です。 ご融資限度額内でATMを使い、何回でもご利用いただけます。	当貸期間(但し在学期間中) 7年以内 証書貸付(当座貸越終了後) 3ヶ月以上10年以内	50万円～500万円
きたしんカードローン (残高スライド型)※	ご融資限度額内でいつでもご利用いただけます。 さまざまな目的の短期プランにお役立てください。	3年以内	30万円～300万円
きたしんカードローン 「しんきんきゃっする900」 ※	お使い道は自由です。いざという時に簡単なお手続きでご利用いただけます。	3年以内	50万円～900万円
事業者カードローン	ご融資限度額内で仕入資金等事業性資金をいつでもご利用いただけます。	2年以内	100万円～2,000万円
当 座 貸 越 根 保 証	保証金額の範囲内で何回でもご利用いただけます。	2年以内	100万円～1億2千万円

(注) 信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫などの代理貸付や地方公共団体の制度融資も取扱っておりますので何なりと本支店窓口へご相談ください。

商品名の後に「※」印がついているものは、インターネットでのお申込みができる商品です。

◆各種ローンのご利用にあたってご留意いただきたい事項があります。詳しくは最寄りの本支店の担当者にご相談ください。

## 各種サービス

(令和7年6月現在)

サービス名	内 容
キャッシュサービス (しんきんネットサービス)	全国の信用金庫や郵便局のATMで、ご入金・お引き出しや残高照会ができます。また、提携金融機関でもお引き出しや残高照会のご利用ができます。
ゼロネットサービス	「きたしん」のキャッシュカードは全国どこの信用金庫でも通常時間（平日は8：45～18：00、土曜日は9：00～14：00）におけるご利用手数料は無料です。 ※サービスをご利用いただけないATMが一部ございます。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードがあれば、現金を持たなくても、全国のJ-Debit加盟店でお買い物ができます。
自動支払	簡単な手続きで、公共料金、各種保険料、各種クレジット料金などのお支払事務をお客さまに代わって「きたしん」がいたします。
自動受取	年金、配当金などがお客さまのご指定の口座に振込まれます。
給与振込	毎月の給与やボーナスがお勤め先からご指定の預金口座に振込まれます。
振込・送金	全国の信用金庫、銀行、労働金庫、信用組合、農協などに、迅速・正確に振込や送金ができます。
ペイジー	インターネットバンキングを利用した各種税金等が納付いただけます。また、口座振替の手続きがキャッシュカードだけで行える、便利なサービスです。
代金取立	手形、小切手、株式配当金などをお取立てし、お客さまのご指定の預金口座にご入金いたします。
電子記録債権サービス	電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。
インターネットバンキングサービス	インターネット接続パソコンやスマートフォンより、ご来店されなくても照会や振込・振替等の資金移動、また、税金や各種料金の払込サービスをご利用いただけます。
しんきん通帳アプリ	「しんきん通帳アプリ」をスマートフォンにダウンロードいただき、当金庫の口座を登録することにより、いつでもどこでも入出金明細や残高をご確認いただけます。また、紙の通帳を使用しない「通帳レス口座」への切替えが可能です。
私募債の発行	「しんきんSDGs私募債」の発行により、事業資金の資金調達とSDGsへの取組みを支援いたします。
投資信託の販売	「投資信託」は、多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券などの多くの金融商品に投資（運用）し、その成果をお客さまにお返しする商品です。
投信インターネットサービス	インターネット接続パソコンやスマートフォンより、ご来店されなくても投資信託の買付や売却取引、保有資産の照会などができるサービスです。
しんきんiDeCo	加入者が毎月の掛金を拠出し、金融商品で運用することで、60歳以降に一時金または年金として受取れる個人型確定拠出年金です。節税（拠出した掛金分は全て所得控除の対象）のメリットを生かして効率的な資産形成ができる商品です。
国債の窓口販売	利付国債、割引国債、個人向け国債をお取扱いしています。 個人向け国債については、3年固定、5年固定、10年変動をお取扱いしています。
保険の窓口販売	当金庫では、損害保険として住宅ローンに伴う長期火災保険、病気やケガで働けなくなったときの収入の減少に備えることができる保険の取扱いを行っています。また、生命保険として終身保険、医療保険、ガン保険、学資保険の取扱いも行っています。
信託商品の販売	相続対策に信託機能を活用した2商品（相続信託「こころのバトン」・暦年信託「こころのリボン」）を取扱っています。
貸金庫	有価証券、貴金属、重要書類等お客さまの大切な財産の保管にご利用ください。
全自動貸金庫	個室にて、お客さまご自身の操作で貸金庫ボックスが自動搬送されるタイプの貸金庫です。セキュリティの高いところでの大切な財産の保管にご利用ください。
夜間金庫	「きたしん」の営業時間終了後に、売上金などの預入れにご利用ください。 翌営業日にお客さまのご指定の口座にご入金いたします。
リースのお取次ぎ	しんきんリース株式会社の行うリース業務のお取次ぎをしています。
税務相談	税理士による税金に関する無料相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。（毎週木曜日） （日程は変更になることがございますので、事前に最寄りの営業店へお問い合わせください。）
年金相談	社会保険労務士による無料の年金相談会を各営業店で実施しています。休日に開催する月もありますので最寄りの営業店へお問い合わせください。
ホームページ	当金庫の最新情報をホームページに掲載しています。 また、リンク集を利用することで営業地域内の観光、イベントなどさまざまな情報の閲覧が可能です。 ホームページアドレス <a href="https://www.shinkin.co.jp/kitashin1210/">https://www.shinkin.co.jp/kitashin1210/</a>

(注) 上記サービスの中には、所定の手数料をご負担いただくものがありますので、詳しくは最寄りの本支店窓口にご相談ください。

## 主な手数料

(令和7年6月現在)

為替関係		(1件につき)		単位:円	
種 類	振込金額	当金庫宛		他金庫(行宛)	
		同一店内	本支店宛	個人	法人
ATM	カード	3万円未満	個人 無料	110	330
		3万円以上	法人 110		
		3万円未満	個人 無料	個人 220	550
		3万円以上	法人 220	法人 330	
	現金	3万円未満	110	110	440
		3万円以上	330	440	660
窓口 ※自動送金の同一店内扱は無料		3万円未満	220	330	660
		3万円以上	440	550	880
I.B (インターネットバンキング) F.B (ファームバンキング) テレホンバンキング	個人	3万円未満	無料	無料	160
		3万円以上	無料	無料	330
	法人	3万円未満	無料	110	380
		3万円以上	無料	330	550
IB・FB(法人のみ)基本手数料			月額		1,100

ATM利用手数料		単位:円				
ご利用時間帯	お取引種類	カードの種類				
		当金庫のカード	他の信用金庫のカード	他の金融機関のカード※	ゆうちょ銀行のカード	
平日	8:00~8:45	入金	無料	110	220	—
		出金				220
	8:45~18:00	入金	無料	無料	110	110
		出金				
	18:00~20:00	入金	無料	110	220	220
		出金				入金は19:00まで
土曜日	8:00~9:00	入金	無料	110	220	—
		出金				220
	9:00~14:00	入金	無料	無料	110	—
		出金				110
	14:00~17:00	入金	無料	110	220	—
		出金				220
17:00~20:00	入金	無料	110	—	—	
	出金				—	
日・祝	8:00~17:00	入金	無料	110	220	—
		出金	110			220
	17:00~20:00	入金	無料	110	—	—
	出金	110				

※入出金のうち入金は、提携金融機関のカードでのみご利用いただけます。  
 ※平日8:45から18:00までの間、群馬銀行のお客さまが当金庫のATMをご利用になる場合のATM利用手数料を無料といたします。それ以外のお取扱時間内におけるATM利用手数料は110円とさせていただきます。

再発行・各種証明		単位:円	
種 類	項 目	金 額	摘 要
証明書手数料	預金・融資残高証明書	550	1通につき
	預金・融資残高証明書(顧客指定用紙)	1,100	1通につき
	その他証明書	1,100	1通につき
	融資利息証明書	550	1通につき
	融資証明書(5千万円未満)	11,000	1通につき (融資見込証明書を 含む)
	融資証明書(5千万円以上)	22,000	
再発行手数料	返済予定表	550	1通につき
	通帳・証書	1,100	1通につき
	キャッシュカード (ローンカード含む)	1,100	1枚につき
	通帳・証書・キャッシュカードの再発行が汚損、磁気破損、火災・盗難等による場合は無料です。		

預金・その他		単位:円	
種 類	項 目	金 額	摘 要
小切手・手形用紙代	当座小切手帳	5,500	1冊=50枚綴り
	約束手形帳	2,750	1冊=25枚綴り
	為替手形帳	2,750	1冊=25枚綴り
貸金庫手数料	貸金庫利用料	6,600	1年につき (1年未満は月割り)
	鍵の紛失・毀損	(実費)×1.10	
全自動貸金庫手数料	縦6cm型	13,200	1年につき (1年未満は月割り)
	縦14cm型	18,480	
	鍵またはカードの紛失・毀損	(実費)×1.10	
夜間金庫手数料	夜間金庫利用料	66,000	1年につき (1年未満は月割り)
		会員26,400	
	契約時	無料	外扉鍵
		4,400	投入袋 (入金袋正鍵1本)
	喪失・毀損時追加申込時	2,200	外扉鍵
		4,400	投入袋 (入金袋正鍵1本)
	2,200	投入袋正鍵	
硬貨入金手数料 金種指定支払手数料 両替手数料(窓口) ※1	無料	1枚~50枚	
	550	51枚~500枚	
	1,100	501枚~1,000枚	
両替手数料(両替機)※3	※2	1,001枚以上	
	無料	1枚~49枚	
	300	50枚~1,000枚	
	600	1,001枚~1,500枚	

※1. お取引項目毎に手数料が発生します。複数回に分けてお取引いただく場合は、お取扱枚数を合算した手数料となります。両替は持込枚数または受取枚数のいずれが多い枚数を基準とします。記念硬貨の両替ならびに同一金種への交換も上記手数料となります。  
 ※2. 1,100円に1,000枚を超える分1~500枚毎に550円を加算します。  
 ※3. 本店営業部以外の両替機は750枚までの取扱いとなります。

個人情報開示		単位:円	
種 類	項 目	金 額	摘 要
個人情報開示請求手数料	基本項目	1,100	
	その他の項目	1,650	基本項目を含む

未利用口座管理手数料		単位:円	
	金 額	摘 要	
	1,320	1年につき	

※手数料には、消費税が含まれております。

## 方針・態勢

### 《カスタマーハラスメントに対する基本方針》

#### カスタマーハラスメントに対する基本方針(要約)

当金庫は、地域に根ざす金融機関を目指して、全役職員がお客さまからの信用や信頼に応え、ご満足いただける顧客サービスを提供することを心掛けております。また、より良い顧客サービスを提供するためには、職員が心身ともに健康で、気持ちよく働ける環境を提供することが重要だと考えております。

このような考えのもと、ご利用いただくお客さまとの良好な関係性を構築するとともに、職員の人権を尊重するため、お客さまから社会通念上相当な範囲を超える行為があった場合への基本的な方針として「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めております。

1. カスタマーハラスメントに該当する行為  
当金庫では、お客さまによる以下のような行為がカスタマーハラスメントに該当すると考えております。  
(1) お客さまによる暴力・暴言・誹謗中傷  
(2) お客さまによる過剰または不合理な要求  
(3) お客さまによるその他ハラスメント行為  
上記に限らず、「お客さまからの悪質なクレームなどの著しい迷惑行為」も同様に対象となります。
2. カスタマーハラスメントへの対応
  - (1) 事前の対応
    - A カスタマーハラスメントへの当金庫の基本方針・基本姿勢を明確化するとともに、職員等へ周知・啓発を行います。
    - B カスタマーハラスメントに関する知識や対処方法についての教育を実施します。
  - (2) 発生時の対応
    - A カスタマーハラスメントとみられる事象が発生した場合、その事象がハラスメントに該当する内容かどうか事実関係を確認します。
    - B 上記の事象が確認された場合は、カスタマーハラスメントの被害にあった職員等のケアに配慮します。
    - C カスタマーハラスメントに対しては毅然とした対応を行います。なお、悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察や弁護士等の外部機関、外部専門家に協力を仰ぐとともに、お取引をお断り、または中止させていただく場合がございます。
3. お客さまへお願い  
当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本方針を遵守いたします。  
万が一お客さまからのカスタマーハラスメントに該当する行為がございましたら、以上のとおり対応いたします。

### 《内部統制基本方針》

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則り、継続的に内部管理の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 理事及び職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### 《コンプライアンス(法令等遵守)態勢》

地域のみならず事業主の方々をお客さまとして営業を行っている信用金庫は、協同組織の金融機関として、地域の経済や社会の発展に奉仕するという社会的使命や公共性を担っております。

地域のみならずともに歩む当金庫では、地域の方々から揺るぎない信頼を得るために、倫理の実践並びに法令や社会的規範の遵守の徹底が当然の責務であると考え、経営の最重要課題の一つとしてコンプライアンス態勢の強化に努めております。

こうした中、当金庫では、コンプライアンスの徹底を図るため、役職員が遵守すべき行動基準及びコンプライアンス・マニュアル等のコンプライアンス規範を整備しており、毎年見直し改訂も行っております。また、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンスの状況を総合的に把握・管理しております。他方、営業店等すべての職場に「コンプライアンス責任者」を配置して法令等遵守態勢を確立し、更なるコンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンス実践計画(コンプライアンス・プログラム)に基

て継続的に研修や勉強会等を通じてコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

今後とも、コンプライアンス実践計画を年度ごとに策定し、それを実行することにより役職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高め、なお一層組織内に法令等遵守の浸透を図ってまいります。

### 《個人情報の保護》

#### 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)要約

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取引のために利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。
2. 当金庫の業務内容、利用目的はホームページ等でご覧いただけます。
3. お客さまの個人情報は、お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等に定める場合を除き、第三者に開示・提供することはありません。
4. お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等の請求(第三者提供記録の開示も含みます。)や当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで、開示請求に対する回答や個人情報等の訂正等または利用停止、削除を行います。
5. 当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
6. 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために、安全管理措置に関し内部規程等に定め必要な措置を講じます。
7. お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面にて同意をいただくこととします。
8. 当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

#### 【個人情報等に関する相談窓口】

北群馬信用金庫 事務管理部

住所：〒377-0007 群馬県渋川市石原 203 番地の 3

電話番号：0120-778-211(フリーダイヤル)

受付時間：土日祝日を除く、当金庫営業日の午前 9:00~午後 5:00

### 《金融商品に係る勧誘方針》

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保をはかっております。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

### 《お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)基本方針》

当金庫は、お客さまの家計の安定的な資産形成に資することを目的として、金融商品販売等において以下のとおり基本方針を定め、これに基づく業務運営を行うとともに定期的な見直しを行い、目的の実現に向けて一層の改善と態勢整備に努めてまいります。

1. 最良な商品等の提案
2. お客さまのニーズに適う商品の充実
3. 手数料等の明確化
4. 重要な情報の分かりやすい提供
5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

## 《反社会的勢力に対する基本方針》

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 《利益相反管理方針》

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - A 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - B 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - C 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) AからCのほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
 

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

## 《貸出運営についての考え方》

当金庫は、地域社会のお役に立てるよう、金融仲介機能を発揮し、円滑な資金供給に努めてまいります。

中小企業や個人事業主のみならず必要とされる資金については、目的に応じて各種のご融資商品をご提供させていただいております。また、個人のお客さまへは、住宅ローンはもとよりお客さまのライフサイクルに合った教育資金など各種ローンを取り揃えております。事業者に対しては、お客さまの事業内容を理解し、適切な事業性評価を行い、経営支援、事業再生等の仲介機能を発揮し、経営課題の解決に努めております。

今後とも、みなさまからお預かりした預金は地元へ還元し、地域社会の発展と多様化するお客さまのニーズにお応えできるよう鋭意努力してまいります。

## 《金融ADR制度への対応》

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（午前9時～午後5時）に営業店（電話番号は19・20ページ参照）または事務管理部（電話：0120-778-211）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

## 《リスク管理態勢》

金融業務は、ますます多様化・複雑化しております。こうした中で、金融を取り巻くリスクは増加し、様々なリスクに対応する管理態勢を強化していかなければなりません。

当金庫では、抱えるリスクを「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」に分類するとともに、それぞれのリスクにおける主管部署、担当部署を定めて、日常の業務の中でリスク管理を行っております。

さらに、担当常勤理事を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催し、業務執行に伴い発生するリスクを適切に管理し、経営の健全性保持・体質強化に鋭意努力しております。

### 【信用リスク管理】

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息の入金が不能になるリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出審査に当たっては健全な融資姿勢と融資規律を保ち、また信用リスクを重視し、より厳格な審査管理を行っております。さらに、職員の貸出業務における審査能力の向上を図るため、内部研修等を実施しております。

また、早期是正措置制度上定められた資産査定を適切かつ正確に行うため、特別に組織された資産査定委員会が、自己責任に基づいて自らの資産を査定しております。

### 【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利・為替・有価証券価格等が市場の動向によって変動し、その結果保有する資産の価値が減少するなどのリスクのことをいいます。

当金庫では、ALM委員会を設置し、金利変動等に伴う資産・負債の動向及び収益状況の把握により、リスク軽減と回避に努めております。

### 【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、予期しない資金の流出などにより資金が不足したり、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされたりするリスクのことをいいます。

当金庫では、市場の動向を適切に把握し、担当部署が全店の資金繰り情報を一元的に把握・管理することで資金繰りに支障を来たさないよう万全を期しております。

## 【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程・役職員の活動・システムが不適切なことなどにより損失を被るリスクで、事務リスクやシステムリスクなどのことをいいます。

### 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、法令はもとより、内部諸規程・細則を厳格に遵守する体制をとることにより、事務ミス・事故を未然に防止しリスク回避を図っております。

本部検査部門が本部・営業店に対して臨店事務検査を実施する一方、営業店には店内検査の月例実施を義務付けております。

### システムリスク管理

システムリスクとは、事務処理や情報管理に利用しているコンピュータ・システムがダウンしたり、誤作動するなど、システムの不備等により損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫のオンラインシステムは、しんきん共同センターが、管理、運営を行っており、災害対策として同センターの隔地間設置、オンライン回線の二重設置によるバックアップ体制を敷いております。また、オンライン回線は専用回線とするなど不正アクセスの防止に必要なセキュリティ対策を講じております。

なお、システムリスクの枠をこえて、情報資産の保護・管理を図るため、情報セキュリティポリシーを策定し、また、その下部規定として、情報資産保護に関する諸規定（セキュリティスタンダード）を制定し、情報管理の厳正化を図っております。

### CSIRT

サイバー攻撃の脅威の高まりに対応するため、組織内CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を組織してサイバー攻撃に備えた防衛策を図るなど、サイバーセキュリティに関しての態勢確保に努めております。

## 【マネー・ローndリング及びテロ資金供与・拡散金融対策ポリシー】

当金庫は、マネー・ローndリング及びテロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

### 1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

### 2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を事務管理部とし、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

### 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

### 4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

### 5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

### 6. 経済制裁及び資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

### 9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

## 《業務継続基本計画(BCP)》

当金庫では平成27年3月に「業務継続基本計画」を策定しました。本計画は大規模な自然災害の発生時において、お客さま・役職員の安全確保及び二次災害(被害拡大)の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的としています。

平成31年3月に大地震の発生を想定した「地震BCP初動訓練」を実施し、大地震への危機意識やBCPの必要性、災害時の初動対応における課題等を確認しました。

令和2年3月に新型コロナウイルス対策危機管理本部を立ち上げ、営業地区内のお客さまの業況や支援状況等について情報を共有し、対応しました。

引き続き、業務継続に向けた態勢整備を図るとともに金融機関の使命を果たすために継続的な見直しを行ってまいります。



## 信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

### 会社概要

#### 創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

#### 経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

#### 上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード8421）。

#### 資金量

32兆円



#### 会員数

254金庫



#### 役員員数

1,297人



#### 拠点数

国内14拠点  
海外6拠点



#### 当期純利益

405億円



#### 自己資本比率

23.40%

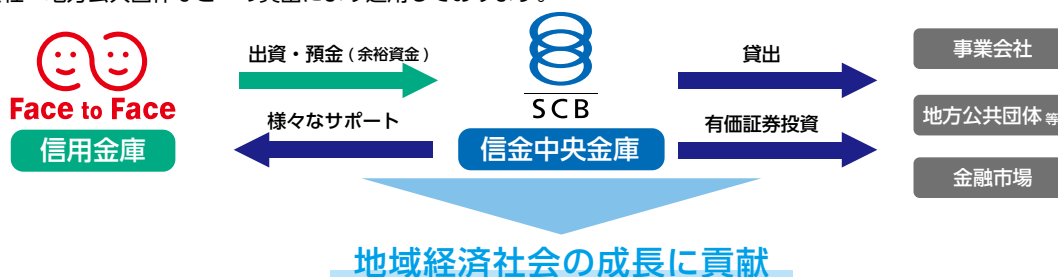


2025年3月末時点

### 事業内容

信金中金は、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、国内有数の機関投資家として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融商品や事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



### 外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2025年3月末時点

格付会社	長期	アウトルック	短期
ムーディーズ	A1	安定的	P-1
S&P グローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	—
日本格付研究所	AA	安定的	—

### 中期経営計画「SCB戦略2025」



### 信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に所在する254の信用金庫は、約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



2025年3月末時点

### グループ会社の紹介

- 証券業務  
しんきん証券(株)、信金インターナショナル(株)
  - 地域商社業務  
しんきん地域創生ネットワーク(株)
  - 海外ビジネス支援業務  
信金シンガポール(株)
- 消費者信用保証業務  
信金ギャランティ(株)
  - 投資運用業務  
しんきんアセットマネジメント投信(株)
  - 投資・M&A 仲介業務  
信金キャピタル(株)
- データ処理の受託業務等  
(株)しんきん情報システムセンター
  - 事務処理の受託業務等  
信金中金ビジネス(株)

2025年3月末時点

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
( 資 産 の 部 )		
現 金	1,812	1,916
預 け 金	39,780	38,847
買 入 金 銭 債 権	875	550
有 価 証 券	36,265	35,835
国 債	3,552	3,206
地 方 債	1,132	1,114
社 債	6,656	7,219
株 式	656	482
そ の 他 の 証 券	24,267	23,812
貸 出 金	107,436	110,526
割 引 手 形	46	24
手 形 貸 付	1,918	1,750
証 書 貸 付	100,267	103,836
当 座 貸 越	5,204	4,915
そ の 他 資 産	1,309	1,298
未 決 済 為 替 貸	60	43
信 金 中 金 出 資 金	871	871
前 払 費 用	9	5
未 収 収 益	267	306
そ の 他 の 資 産	100	71
有 形 固 定 資 産	1,163	1,103
建 物	456	424
土 地	541	541
リ ー ス 資 産	11	2
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	153	134
無 形 固 定 資 産	24	19
ソ フ ト ウ ェ ア	14	10
リ ー ス 資 産	—	1
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9	7
前 払 年 金 費 用	7	15
繰 延 税 金 資 産	391	641
債 務 保 証 見 返	116	88
貸 倒 引 当 金	△ 1,005	△ 946
(うち個別貸倒引当金)	△ 910	(△ 860)
資 産 の 部 合 計	188,177	189,895

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
( 負 債 の 部 )		
預 金 積 金	173,215	175,486
当 座 預 金	723	277
普 通 預 金	65,402	66,797
貯 蓄 預 金	201	202
通 知 預 金	84	117
定 期 預 金	101,677	103,521
定 期 積 金	4,531	3,853
そ の 他 の 預 金	593	715
借 用 金	5,267	5,025
借 入 金	5,267	5,025
そ の 他 負 債	536	503
未 決 済 為 替 借	88	73
未 払 費 用	230	221
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	134	87
前 受 収 益	9	12
リ ー ス 債 務	13	3
資 産 除 去 債 務	4	5
そ の 他 の 負 債	55	99
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	116	129
偶 発 損 失 引 当 金	38	34
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	0	1
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	59	61
債 務 保 証	116	88
負 債 の 部 合 計	179,350	181,332
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	297	300
普 通 出 資 金	297	300
利 益 剰 余 金	9,211	9,554
利 益 準 備 金	268	298
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,943	9,256
特 別 積 立 金	6,130	6,130
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,813	3,126
会 員 勘 定 合 計	9,509	9,854
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 839	△ 1,446
土 地 再 評 価 差 額 金	156	154
純 資 産 の 部 合 計	8,826	8,563
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	188,177	189,895

## 貸借対照表(令和7年3月末)の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 …… 6年~50年  
その他 …… 3年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の資産査定規程に基づき、営業店及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定委員会が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しますが、当期該当の債権等はありません。  
当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、経済活動は正常化しつつあるものの、コロナ禍で特に強い影響を受けた特定の業種(飲食業・宿泊業)については、いわゆるゼロゼロ融資の返済負担等により資金繰りが悪化する懸念が引き続き残るとの仮定を置き、予め定めている償却・引当基準に則り、グループビングのうえ、当該債務者は債務者区分を下げたものとみなして一般貸倒引当金に計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の増加額は13百万円です。  
なお、いわゆるゼロゼロ融資の返済状況を含むアフターコロナに伴う影響により、当該見積りの仮定が変化すると判断した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、超過額を前払年金費用に計上しております。  
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)  
年金資産の額 1,832,300百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円  
差引額 △21,384百万円  
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分) 0.1466%  
③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円です。本制

- 度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金32百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
  - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
  - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
  - 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
  - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 946百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、9.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、アフターコロナによる影響等を考慮し、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
  - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 25百万円
  - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
  - 有形固定資産の減価償却累計額 2,185百万円
  - 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,192百万円、危険債権額は733百万円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
  - 債権のうち、三月以上延滞債権額は3百万円です。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
  - 債権のうち、貸出条件緩和債権額は89百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
  - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は2,019百万円です。  
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
  - 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24百万円です。
  - 担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産  
有価証券 100百万円  
預け金 3百万円  
その他資産 0百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 68百万円  
上記のほか、内国為替決済の担保として預け金4,000百万円を、しんきん長期固定金利ローンサポートの担保として預け金6,000百万円を、それぞれ差し入れております。
  - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は386百万円であります。

2.6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。

2.7. 出資1口当たりの純資産額 14,247円28銭

2.8. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資常務会規程、大口与信管理規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか主に融資部により行われ、また、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、主に融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで把握しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、5年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（有価証券については保有期間120日、信託区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,278百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2.9. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	38,847	38,481	△365
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,057	8,071	13
その他有価証券	27,578	27,578	—
(3) 貸出金（*1）	110,526	—	—
貸倒引当金（*2）	△942	—	—
	109,584	110,329	745
金融資産計	184,065	184,458	393
(1) 預金積金（*1）	175,486	174,580	△905
(2) 借入金（*1）	5,025	4,849	△175
金融負債計	180,511	179,429	△1,080

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを残存期間の市場金利に信用リスクを加味した割引率で割り引いた価格としております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分別に、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	199
組合出資金（*2）	872
合計	1,071

(\*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	6,003	14,200	1,800	5,400
有価証券	2,054	9,442	7,557	15,579
満期保有目的の債券	1,100	1,493	1,164	4,299
その他有価証券のうち				
満期があるもの	954	7,949	6,393	11,280
貸出金（*）	17,215	40,513	24,185	23,386
合計	25,272	64,156	33,543	44,366

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	73,874	32,514	4	289
借入金	684	2,173	1,687	479
合計	74,559	34,687	1,692	769

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。  
満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	3,757	3,979	221
	小計	3,757	3,979	221
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	4,300	4,092	△207
	小計	4,300	4,092	△207
合計		8,057	8,071	13

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	283	202	81
	債券	422	413	9
	地方債	210	201	8
	社債	212	211	0
	その他	2,929	2,568	360
	小計	3,635	3,184	450
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	11,117	12,409	△1,291
	国債	3,206	4,011	△804
	地方債	903	1,106	△202
	社債	7,007	7,291	△284
	その他	12,825	14,003	△1,177
	小計	23,942	26,412	△2,469
合計		27,578	29,597	△2,019

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計	売却損の合計
株式	196	101	—
その他	736	—	163
合計	932	101	163

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,305百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,468百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	572百万円
貸倒引当金	245百万円
減価償却超過額	41百万円
減損損失	30百万円
未払賞与	19百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	985百万円
評価性引当額	△344百万円
繰延税金資産合計	641百万円
繰延税金資産の純額	641百万円

34. 誤謬の訂正

当事業年度において、過年度における消費税の会計処理に係る誤謬の訂正を行いました。

これらの誤謬訂正に伴う「繰越金(当期首残高)」への影響額△46百万円は、「修正再表示による累積的影響額」として表示しております。

この結果、当事業年度の期首における利益剰余金及び純資産が46百万円減少しております。

## 《報酬体系について》

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬・賞与」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬・賞与】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事全員の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

- (2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、当年度に繰入れた役員退職慰労引当金を含み108百万円です。

(注)1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」84百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

- (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	2,565,829	2,749,452
資 金 運 用 収 益	2,237,775	2,378,302
貸 出 金 利 息	1,520,396	1,625,970
預 け 金 利 息	136,037	180,746
有価証券利息配当金	562,918	553,057
その他の受入利息	18,423	18,528
役 務 取 引 等 収 益	193,692	213,729
受入為替手数料	61,287	62,958
その他の役務収益	132,404	150,770
そ の 他 業 務 収 益	47,864	11,914
国債等債券売却益	22,201	—
その他の業務収益	25,663	11,914
そ の 他 経 常 収 益	86,497	145,505
株 式 等 売 却 益	77,532	101,450
償却債権取立益	1,061	945
その他の経常収益	7,903	43,110
経 常 費 用	2,076,144	2,277,149
資 金 調 達 費 用	39,573	126,265
預 金 利 息	23,154	110,055
給付補填備金繰入額	147	372
借 用 金 利 息	16,159	15,723
その他の支払利息	111	114
役 務 取 引 等 費 用	203,365	207,447
支払為替手数料	23,696	24,139
その他の役務費用	179,669	183,307
そ の 他 業 務 費 用	51,476	164,055
国債等債券売却損	412	163,670
貸倒引当金繰入	50,850	—
その他の業務費用	212	385
経 費	1,699,565	1,753,774
人 件 費	1,194,240	1,192,867
物 件 費	486,958	516,362
税 金	18,366	44,544
そ の 他 経 常 費 用	82,163	25,607
その他の経常費用	82,163	25,607
経 常 利 益	489,685	472,302
特 別 損 失	92	0
固 定 資 産 処 分 損	92	0
税 引 前 当 期 純 利 益	489,593	472,302
法人税、住民税及び事業税	162,439	119,560
法 人 税 等 調 整 額	103	1,934
法 人 税 等 合 計	162,542	121,494
当 期 純 利 益	327,050	350,808
繰越金(当期首残高)	2,532,574	2,821,538
修正再表示による累積的影響額	—	△ 46,271
修正再表示後繰越金(当期首残高)	—	2,775,266
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,859,625	3,126,074

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資1口当たり当期純利益金額 583円64銭  
 3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は213,729千円であります。

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,859,625	3,126,074
剰 余 金 処 分 額	38,087	11,927
利 益 準 備 金	29,897	2,999
出 資 配 当 金	8,190	8,928
( 配 当 率 )	(年3%)	(年3%)
繰越金(当期末残高)	2,821,538	3,114,147

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月27日

### 北群馬信用金庫

理事長 入澤達也

令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、翠星監査法人の監査を受けております。

## 《預金関係》

### 預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金合計(A)	67,006	38.6	68,110	38.8
当座預金	723	0.4	277	0.1
普通預金	65,402	37.7	66,797	38.0
貯蓄預金	201	0.1	202	0.1
通知預金	84	0.0	117	0.0
その他の預金	593	0.3	715	0.4
定期性預金合計(B)	106,209	61.3	107,375	61.1
定期預金	101,677	58.6	103,521	58.9
固定金利定期預金	101,676	58.6	103,520	58.9
変動金利定期預金	0	0.0	0	0.0
その他の定期預金	—	—	—	—
定期積金	4,531	2.6	3,853	2.1
預金・積金合計(A)+(B)	173,215	100.0	175,486	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
総 預 金	173,215	100.0	175,486	100.0

## 《貸出金関係》

### 貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	46	0.0	24	0.0
手形貸付	1,918	1.7	1,750	1.5
証書貸付	100,267	93.3	103,836	93.9
当座貸越	5,204	4.8	4,915	4.4
合 計	107,436	100.0	110,526	100.0

### 資金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
設備資金	56,153	52.2	61,524	55.6
運転資金	51,283	47.7	49,002	44.3
合 計	107,436	100.0	110,526	100.0

### 貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当金庫預金積金	2,582	2.4	2,824	2.6
有価証券	12	0.0	55	0.0
動 産	5,285	4.9	4,978	4.5
不 動 産	17,083	15.9	20,612	18.6
その他担保	15	0.0	0	0.0
信用保証協会・信用保険	28,359	26.4	27,311	24.7
保 証	7,697	7.2	7,367	6.7
信 用	46,400	43.2	47,377	42.9
合 計	107,436	100.0	110,526	100.0

### 預金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金合計(A)	64,529	37.7	67,065	38.4
当座預金	356	0.2	362	0.2
普通預金	63,594	37.2	66,049	37.8
貯蓄預金	193	0.1	200	0.1
通知預金	42	0.0	93	0.0
その他の預金	342	0.2	360	0.2
定期性預金合計(B)	106,367	62.2	107,429	61.5
定期預金	101,405	59.3	103,326	59.2
固定金利定期預金	101,404	59.3	103,325	59.2
変動金利定期預金	1	0.0	0	0.0
その他の定期預金	—	—	—	—
定期積金	4,962	2.9	4,102	2.3
預金・積金合計(A)+(B)	170,896	100.0	174,495	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
総 預 金	170,896	100.0	174,495	100.0

(注) その他の預金は別段預金、納税準備預金の合計です。

### 貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	49	0.0	41	0.0
手形貸付	1,932	1.8	1,767	1.6
証書貸付	99,616	94.3	102,055	94.1
当座貸越	3,989	3.7	4,496	4.1
合 計	105,587	100.0	108,362	100.0

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
消費者ローン	5,135	5,612
住宅ローン	15,501	15,586
合 計	20,636	21,198

### 固定金利・変動金利貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	58,780	54.7	53,506	48.4
変動金利	48,655	45.3	57,020	51.6
合 計	107,436	100.0	110,526	100.0

### 貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

## 貸出金業種別残高

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和6年3月末			令和7年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	114	4,135	3.8	112	3,704	3.3
農業、林業	38	694	0.6	41	856	0.7
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	58	0.0	2	51	0.0
建設業	396	10,865	10.1	397	10,710	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	5	124	0.1	6	234	0.2
運輸業、郵便業	36	2,301	2.1	36	2,455	2.2
卸売業、小売業	489	16,028	14.9	476	16,243	14.6
金融業、保険業	18	6,389	5.9	17	6,530	5.9
不動産業	208	15,274	14.2	232	18,381	16.6
物品賃貸業	6	208	0.1	7	200	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	13	109	0.1	12	115	0.1
宿泊業	70	4,611	4.2	71	4,652	4.2
飲食業	151	1,539	1.4	145	1,248	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	81	2,392	2.2	80	2,485	2.2
教育、学習支援業	1	0	0.0	2	9	0.0
医療、福祉	64	3,198	2.9	63	3,119	2.8
その他のサービス	170	6,203	5.7	182	6,680	6.0
<b>小計</b>	<b>1,862</b>	<b>74,138</b>	<b>69.0</b>	<b>1,881</b>	<b>77,681</b>	<b>70.2</b>
地方公共団体	11	12,066	11.2	11	11,254	10.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,969	21,230	19.7	3,881	21,590	19.5
<b>合計</b>	<b>5,842</b>	<b>107,436</b>	<b>100.0</b>	<b>5,773</b>	<b>110,526</b>	<b>100.0</b>

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他担保	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	3	3.4	3	3.8
保証	0	0.0	—	—
信用	112	96.6	84	96.2
<b>合計</b>	<b>116</b>	<b>100.0</b>	<b>88</b>	<b>100.0</b>

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
一般貸倒引当金	94	85
(期中増減額)	(△12)	(△9)
個別貸倒引当金	910	860
(期中増減額)	(63)	(△50)
<b>合計</b>	<b>1,005</b>	<b>946</b>
(期中増減額)	(50)	(△59)

## 《有価証券関係》

### 有価証券残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月末		令和7年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,552	9.7	3,206	8.9
地 方 債	1,132	3.1	1,114	3.1
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	6,656	18.3	7,219	20.1
株 式	656	1.8	482	1.3
外 国 証 券	18,882	52.0	18,723	52.2
投 資 信 託	5,268	14.5	4,997	13.9
そ の 他 の 証 券	116	0.3	91	0.2
合 計	36,265	100.0	35,835	100.0

### 有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,999	10.7	4,003	10.5
地 方 債	1,224	3.3	1,289	3.4
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	6,800	18.3	7,255	19.1
株 式	604	1.6	414	1.0
外 国 証 券	18,798	50.7	19,117	50.5
投 資 信 託	5,519	14.8	5,646	14.9
そ の 他 の 証 券	99	0.2	99	0.2
合 計	37,047	100.0	37,828	100.0

### 有価証券の残存期間別残高

#### 令和5年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	3,552	—	3,552
地 方 債	—	—	219	—	98	813	—	1,132
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	276	1,076	939	1,275	1,650	1,436	—	6,656
株 式	—	—	—	—	—	—	656	656
外 国 証 券	599	3,196	2,192	1,357	1,398	8,708	1,429	18,882
投 資 信 託	—	1,210	247	308	930	—	2,571	5,268
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	116	116
合 計	876	5,483	3,598	2,942	4,079	14,511	4,774	36,265

#### 令和6年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	3,206	—	3,206
地 方 債	—	—	308	—	93	712	—	1,114
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	252	1,208	1,972	1,398	1,124	1,262	—	7,219
株 式	—	—	—	—	—	—	482	482
外 国 証 券	1,799	3,278	1,653	1,384	1,726	7,465	1,415	18,723
投 資 信 託	—	686	305	935	—	—	3,070	4,997
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	91	91
合 計	2,052	5,173	4,239	3,717	2,943	12,647	5,060	35,835

## 有価証券の時価情報

### 1 満期保有目的の債券で時価評価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	6,051	6,480	429	3,757	3,979	221
	小 計	6,051	6,480	429	3,757	3,979	221
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,800	2,709	△ 90	4,300	4,092	△ 207
	小 計	2,800	2,709	△ 90	4,300	4,092	△ 207
合 計		<b>8,851</b>	<b>9,190</b>	<b>339</b>	<b>8,057</b>	<b>8,071</b>	<b>13</b>

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

### 2 その他有価証券で時価評価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	457	297	160	283	202	81
	債 券	1,147	1,121	25	422	413	9
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	219	202	17	210	201	8
	社 債	928	919	8	212	211	0
	その他	4,941	4,571	369	2,929	2,568	360
	小 計	6,546	5,990	555	3,635	3,184	450
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	10,193	10,931	△ 737	11,117	12,409	△ 1,291
	国 債	3,552	4,005	△ 453	3,206	4,011	△ 804
	地方債	912	1,040	△ 127	903	1,106	△ 202
	社 債	5,728	5,884	△ 156	7,007	7,291	△ 284
	その他	10,475	11,453	△ 978	12,825	14,003	△ 1,177
	小 計	20,668	22,384	△ 1,715	23,942	26,412	△ 2,469
合 計		<b>27,215</b>	<b>28,375</b>	<b>△ 1,160</b>	<b>27,578</b>	<b>29,597</b>	<b>△ 2,019</b>

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 3 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	199	199
組 合 出 資 金	872	872
合 計	1,071	1,071

## 4 金銭の信託

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

令和5年度					令和6年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## 公共債引受額

（単位：百万円）

区分	令和5年度	令和6年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	—	—

## 公共債窓販実績

（単位：百万円）

区分	令和5年度	令和6年度
国債	66	81
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	66	81

## 商品有価証券、デリバティブ取引

・令和5年度、令和6年度いずれも該当する取引はありません。

## 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,392	1,192
危険債権	545	733
要管理債権	94	93
三月以上延滞債権	0	3
貸出条件緩和債権	94	89
小計（A）	2,031	2,019
保全額（B）	1,935	1,925
個別貸倒引当金（C）	624	574
一般貸倒引当金（D）	1	0
担保・保証等（E）	1,039	1,350
保全率（B）／（A）	95.2%	95.3%
引当率（（C）＋（D））／（（A）－（E））	86.6%	85.9%
正常債権（F）	105,686	108,745
総与信残高（A）＋（F）	107,718	110,765

- （注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金（C）」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金（D）」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等（E）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権（F）」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

## 《経営指標》

### 業務粗利益

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 支	2,198,202	2,252,037
資金運用収益	2,237,775	2,378,302
資金調達費用	39,573	126,265
役 務 取 引 等 収 支	△ 9,672	6,282
役務取引等収益	193,692	213,729
役務取引等費用	203,365	207,447
そ の 他 業 務 収 支	40,018	△ 152,140
その他業務収益	47,864	11,914
その他業務費用	7,846	164,055
業 務 粗 利 益	2,228,547	2,106,178
業 務 粗 利 益 率	1.21%	1.12%

※業務粗利益率は業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定計平均残高で除した利益率です。

### 業務純益

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
業 務 純 益	580,809	394,543
実 質 業 務 純 益	568,341	394,543
コ ア 業 務 純 益	553,774	558,213
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	553,774	558,213

### 経営諸比率等

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 資 産 利 益 率		
総資産経常利益率	0.26	0.24
総資産当期純利益率	0.17	0.18
総 資 金 利 鞘		
資金運用利回り	1.21	1.26
資金調達原価率	0.96	1.02
総資金利鞘	0.25	0.24
預 貸 率		
期末残高	62.02	62.98
期中平均残高	61.78	62.10
預 証 率		
期末残高	20.93	20.42
期中平均残高	21.67	21.67

※総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高×100  
ただし、総資産については債務保証見返勘定は含んでおりません。この比率は資産規模に対する利益の比率をみる指標であり、一般的にROA (RETURN ON ASSETS の略) と呼ばれております。

## 資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（百万円）		利回り（%）	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資産運用勘定	184,095	187,670	2,237	2,378	1.21	1.26
うち貸出金	105,587	108,362	1,520	1,625	1.43	1.50
うち預け金	39,939	39,874	136	180	0.34	0.45
うち有価証券	37,047	37,828	562	553	1.51	1.46
資金調達勘定	176,420	179,551	39	126	0.02	0.07
うち預金積金	170,896	174,495	23	110	0.01	0.06
うち借入金	5,504	5,047	16	15	0.29	0.31

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度42百万円、令和6年度45百万円）を控除して表示しております。

## 受取利息・支払利息の増減

（単位：千円）

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	対前年増減	金額	対前年増減
受取利息	2,237,775	76,888	2,378,302	140,527
貸出金利息	1,520,396	11,668	1,625,970	105,573
預け金利息	136,037	50,205	180,746	44,709
金融機関貸付等利息	—	—	—	—
有価証券利息配当金	562,918	14,766	553,057	△9,860
その他	18,423	248	18,528	105
支払利息	39,573	△5,001	126,265	86,692
預金利息	23,302	△3,349	110,428	87,126
借入金利息	16,159	△1,654	15,723	△436
その他	111	2	114	2

## 店舗数等

（単位：店、台、百万円）

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
店舗数	12	12
本店	1	1
支店	10	10
出張所	1	1
（店舗外自動現金設備）	(1)	(1)
ATM設置台数	17	17
店舗内	16	16
店舗外	1	1
1店舗当たり		
預金残高	14,434	14,623
預金平均残高	14,241	14,541
貸出金残高	8,953	9,210
貸出金平均残高	8,798	9,030

## 常勤役員数等

（単位：人、百万円）

区分	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
常勤役員数	6	6	6	6	5
職員数（パート除く）	124	121	124	132	127
男性	79	74	76	79	74
女性	45	47	48	53	53
平均年齢	38歳8ヵ月	39歳3ヵ月	39歳0ヵ月	38歳1ヵ月	38歳6ヵ月
平均勤続年数	16年0ヵ月	16年5ヵ月	16年4ヵ月	15年3ヵ月	15年8ヵ月
常勤役員1人当たり					
預金残高	1,253	1,300	1,318	1,255	1,329
預金平均残高	1,257	1,277	1,301	1,238	1,321
貸出金残高	808	832	814	778	837
貸出金平均残高	782	826	806	765	820

## 会員及び出資金

（単位：人、口、%）

区分	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
会員数	15,002	14,906	14,804	14,571	14,415
出資総額（百万円）	266	265	267	297	300
出資総口数	533,510	531,874	535,269	595,063	601,061
配当率	3%	3%	3%	3%	3%
出資に対する配当金（千円）	7,957	7,925	7,957	8,190	8,928

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,501	9,846
うち、出資金及び資本剰余金の額	297	300
うち、利益剰余金の額	9,211	9,554
うち、外部流出予定額 (△)	8	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	85
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	94	85
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第5項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,595	9,931
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	24	19
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	24	19
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	15
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十 % 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五 % 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	34
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,571	9,896
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	78,857	78,371
資産 (オン・バランス) 項目	78,627	77,693
うち、経過措置によりリスクアセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第6項) を用いて算出したリスクアセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	200	640
CVA リスク相当額を八%で除して得た額	28	37
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
資金フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,968	3,627
信用リスク・アセット調整額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	82,826	81,999
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.55%	12.06%

- (注) 1. 当金庫は国内基準により自己資本比率を算定しております。  
 2. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 3. 当事業年度において、過年度における消費税の会計処理に係る誤謬の訂正を行いました。この結果、令和5年度における自己資本の額が46百万円減少し、自己資本比率が0.06ポイント低下しております。

## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	78,857	3,154	78,371	3,134
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	78,627	3,145	78,333	3,133
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	80	3	80	3
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,167	606	14,216	568
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	6,942	277
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	25,332	1,013	21,561	862
中小企業等向け及び個人向け	14,531	581	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	8,880	355
トランザクター向け	—	—	153	6
抵当権付住宅ローン	1,392	55	—	—
不動産取得等事業向け	11,153	446	—	—
不動産関連向け	—	—	24,072	962
自己居住用不動産等向け	—	—	5,223	208
賃貸用不動産向け	—	—	9,594	383
事業用不動産関連向け	—	—	8,886	355
その他不動産関連向け	—	—	368	14
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等	119	4	—	—
延滞等向け	—	—	589	23
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	65	2
取立未済手形	12	0	8	0
信用保証協会等による保証付	682	27	654	26
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	494	19	—	—
出資等のエクスポージャー	494	19	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	398	15
上記以外	4,458	178	2,357	94
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	26	1	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	971	38	971	38
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,460	138	1,385	55
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	5,204	208	5,447	217
ルック・スルー方式	5,204	208	5,447	217
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額をパーセントで除して得た額 (簡便法)	28	1	37	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額※5	3,968	158	3,627	145
BI	—	—	2,418	—
BIC	—	—	290	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	82,826	3,313	81,999	3,279

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (令和5年度計数)。  
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (令和6年度計数)。  
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額 (単体自己資本比率の分母の額) ×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

A. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高  
 〈業種別及び残存期間別〉

令和5年度

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	債券（国内債券）	債券（外国債券）	デリバティブ 取引		
製造業	6,114	4,181	1,932	—	—	178
農業・林業	924	924	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	59	59	—	—	—	—
建設業	11,637	11,637	—	—	—	21
電気・ガス・熱供給・水道業	1,197	—	1,197	—	—	—
情報通信業	324	124	200	—	—	—
運輸業・郵便業	2,537	2,338	—	198	—	—
卸売業、小売業	17,243	16,642	601	—	—	78
金融業・保険業	25,478	6,409	2,100	16,968	—	—
不動産業	16,222	15,722	500	—	—	—
物品賃貸業	209	209	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	156	156	—	—	—	—
宿泊業	4,628	4,628	—	—	—	18
飲食業	1,850	1,850	—	—	—	2
生活関連サービス業・娯楽業	2,773	2,773	—	—	—	—
教育、学習支援業	1	1	—	—	—	—
医療、福祉	3,440	3,440	—	—	—	—
その他のサービス	6,385	6,350	35	—	—	26
国・地方公共団体等	18,151	12,083	5,485	581	—	—
個人	18,113	18,113	—	—	—	26
その他	7,624	—	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>145,073</b>	<b>107,648</b>	<b>12,052</b>	<b>17,748</b>	—	<b>354</b>
1年以下	12,765	11,889	275	600	—	
1年超3年以下	13,627	7,843	1,079	3,204	—	
3年超5年以下	13,715	10,078	1,143	2,192	—	
5年超7年以下	21,782	18,674	1,308	1,399	—	
7年超10年以下	22,559	18,207	1,799	1,452	—	
10年超	55,987	40,743	6,345	8,898	—	
期間の定めのないもの	4,634	211	99	—	—	
<b>残存期間別合計</b>	<b>145,073</b>	<b>107,648</b>	<b>12,052</b>	<b>17,748</b>	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 ※ 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

令和6年度

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高					延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	債券(国内債券)	債券(外国債券)	デリバティブ 取引		
製造業	5,685	3,762	1,923	—	—	405
農業・林業	1,118	1,118	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	52	52	—	—	—	—
建設業	11,519	11,519	—	—	—	104
電気・ガス・熱供給・水道業	1,199	1	1,197	—	—	—
情報通信業	336	236	100	—	—	—
運輸業・郵便業	2,762	2,466	97	198	—	78
卸売業、小売業	17,617	16,918	699	—	—	120
金融業・保険業	26,421	6,562	2,699	17,158	—	—
不動産業	19,310	18,810	500	—	—	70
物品賃貸業	208	208	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	155	155	—	—	—	89
宿泊業	4,676	4,676	—	—	—	451
飲食業	1,570	1,570	—	—	—	61
生活関連サービス業・娯楽業	2,823	2,823	—	—	—	349
教育、学習支援業	10	10	—	—	—	—
医療、福祉	3,351	3,351	—	—	—	135
その他のサービス	6,957	6,832	125	—	—	5
国・地方公共団体等	17,334	11,270	5,479	584	—	—
個人	19,366	19,366	—	—	—	167
その他	7,089	—	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>149,569</b>	<b>111,715</b>	<b>12,822</b>	<b>17,941</b>	—	<b>2,041</b>
1年以下	12,639	10,584	252	1,801	—	
1年超3年以下	13,287	7,869	1,222	3,294	—	
3年超5年以下	15,393	10,967	2,331	1,694	—	
5年超7年以下	22,470	18,386	1,499	1,484	—	
7年超10年以下	19,356	16,282	1,299	1,774	—	
10年超	61,054	47,043	6,116	7,893	—	
期間の定めのないもの	5,368	580	99	—	—	
<b>残存期間別合計</b>	<b>149,569</b>	<b>111,715</b>	<b>12,822</b>	<b>17,941</b>	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。  
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 ※ 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

B. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	107	94	—	107	94
	令和6年度	94	85	—	94	85
個別貸倒引当金	令和5年度	847	910	2	844	910
	令和6年度	910	860	20	889	860
合計	令和5年度	954	1,005	2	951	1,005
	令和6年度	1,005	946	20	984	946

C. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

令和5年度

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却
	期末残高	期中の増減額	
製造業	120	36	—
農業・林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	9	△2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—
卸売業、小売業	4	△1	—
金融業・保険業	—	—	—
不動産業	25	0	—
物品賃貸業	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—
宿泊業	457	0	—
飲食業	9	△0	—
生活関連サービス業・娯楽業	175	0	—
教育、学習支援業	—	△19	—
医療、福祉	51	△0	—
その他のサービス	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—
個人	56	49	—
業種別合計	910	63	—

令和6年度

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却
	期末残高	期中の増減額	
製造業	119	0	—
農業・林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	9	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—
卸売業、小売業	5	0	—
金融業・保険業	—	—	—
不動産業	21	△4	—
物品賃貸業	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—
宿泊業	467	10	—
飲食業	22	13	—
生活関連サービス業・娯楽業	177	2	—
教育、学習支援業	—	—	—
医療、福祉	29	△22	—
その他のサービス	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—
個人	7	△49	—
業種別合計	860	△50	—

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

D. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	1,916	0	1,916	0	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,508	0	13,508	0	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	584	0	584	0	80	14%
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0%
我が国の地方公共団体向け	12,577	0	12,577	0	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0%
国際開発銀行向け	301	0	301	0	0	0%
地方公共団体金融機構向け	65	0	0	0	0	0%
我が国の政府関係機関向け	94	0	0	0	0	0%
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	52,826	0	52,686	0	14,216	27%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,970	0	22,830	0	6,942	30%
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0%
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	30,404	918	28,464	160	21,561	75%
特定貸付債権向け	50	0	50	0	42	85%
中堅中小企業等向け及び個人向け	17,533	11,435	14,742	572	8,880	58%
トランザクター向け	0	8,453	0	446	153	34%
不動産関連向け	34,969	0	34,410	0	24,072	70%
自己居住用不動産等向け	14,059	0	13,902	0	5,223	38%
賃貸用不動産向け	11,755	0	11,680	0	9,594	82%
事業用不動産関連向け	8,509	0	8,213	0	8,886	108%
その他不動産関連向け	644	0	614	0	368	60%
ADC向け	0	0	0	0	0	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	490	24	487	2	589	120%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	113	0	113	0	65	58%
取立未済手形	43	0	43	0	8	20%
信用保証協会等による保証付	16,459	262	16,459	13	654	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0%
株式等	398	0	398	0	398	100%
合計					70,528	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。  
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。  
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

E. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	37.5%	40%	45%	50%	60%	70%
令和6年度												
現金	1,916	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	184	-	400	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	12,577	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	301	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	32,822	-	9,592	-	-	6,513	-	2,698	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,798	-	6,897	-	-	3,007	-	2,598	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	99	-	2,592	-	-	-	-	-	-	4,194	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	446	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	446	-	-	-
不動産関連向け	-	-	720	641	2,730	319	1	1,388	1,674	1,369	1,947	8,015
自己居住用不動産等向け	-	-	720	641	2,098	-	1	1,388	-	1,369	-	7,623
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	631	319	-	-	1,674	-	1,332	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	391
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	614	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	9,923	6,549	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	38,511	6,710	36,578	641	12,322	319	1	7,901	2,120	8,316	1,947	8,015

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	75%	80%	85%	90%	100%	105%	110%	112.5%	150%	250%	合計
令和6年度											
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,916
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,508
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	584
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,577
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	52,826
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	15,401
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	400	-	18,944	-	2,294	-	-	-	-	99	28,624
特定貸付債権向け	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	50
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,000	-	-	-	1,868	-	-	-	-	-	15,315
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	446
不動産関連向け	1,212	-	-	212	-	6,515	7,359	131	171	-	34,410
自己居住用不動産等向け	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,902
賃貸用不動産向け	1,154	-	-	-	-	6,515	-	-	52	-	11,680
事業用不動産関連向け	-	-	-	212	-	-	7,359	131	118	-	8,213
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	614
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	98	-	-	-	337	-	489
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	113	-	-	-	-	-	113
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,473
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	398	-	-	-	-	-	398
合計	14,613	1,200	18,944	212	4,773	6,515	7,359	131	509	99	177,745

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

F. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	24,807
10%	—	18,467
20%	2,202	53,420
35%	—	4,415
40%	1,600	—
50%	4,696	2
70%	1,500	—
75%	—	29,172
100%	800	40,052
120%	300	—
150%	—	74
200%	—	—
250%	—	299
合計	11,099	170,711

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	106,371	2,666	10	105,761
40%～70%	26,427	6,580	9	26,553
75%	11,692	2,312	5	9,168
80%	1,200	—	—	1,200
85%	20,470	469	24	18,944
90%～100%	5,303	602	10	4,843
105%～130%	14,269	—	—	13,958
150%	474	9	10	474
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	10	141	100	151
合計	186,218	12,781	10	181,056

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,080	3,852	24,127	14,565	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

A. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	574	574	374	374
非 上 場 株 式 等	1,071	1,071	1,071	1,071
合 計	1,645	1,645	1,446	1,446

**B. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額**

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	77	101
売却損	—	—
償却	—	—

**C. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額**

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	176	72

**D. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額**

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

**(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,027	5,447
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

**(8) 金利リスクに関する事項**

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,157	3,754	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	37	70
3	スティープ化	2,875	3,183		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	242	388		
6	短期金利低下	29	0		
7	最大値	3,157	3,754	37	70
		ホ		^	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,896		9,617	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### 3. 定性的な開示事項

#### (1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体：北群馬信用金庫

資本調達手段の種類：普通出資

コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：300百万円

また、これ以外にも過去より積み上げた利益剰余金等も該当いたします。

#### (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

なお、これからの自己資本の充実策につきましても、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、その結果得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

#### (3) 信用リスクに関する事項

##### A. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、リスク管理規程を制定し、その中で信用リスクの管理方針を定め、さらに信用リスク管理規程に与信業務の判断指針「クレジット・ポリシー」を明示し、適切な信用リスク管理を行う態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では与信業務部門等より独立した資産査定委員会を設置し、営業店及び本部所管部が実施した資産査定結果を検証しており、厳格な評価を行える態勢となっております。

さらに、資産査定委員会において検証した結果については、監査部門の監査を受け、理事長へ報告され、理事会に付議される態勢となっております。

また、貸倒引当金につきましては、「償却・引当規程」に則り、債務者区分に応じた方法により計上しております。この結果については、監査法人の監査を受けております。

##### B. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポートの種類の判定に使用する適格格付機関は以下のとおりでございます。

- ・国内法人向けエクスポート：日本格付研究所 (JCR)  
格付投資情報センター (R&I)
- ・外国法人向けエクスポート：ムーディーズ (Moody's)  
スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)

#### (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用

リスク削減方策の一つとして、金庫が定める約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として群馬県信用保証協会、しんきん保証基金などが該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、群馬県信用保証協会については政府保証と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポートとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

#### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

#### (6) 証券化エクスポートに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

#### (7) オペレーショナル・リスクに関する項目

##### A. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、正確な事務処理が行われないこと、事故・不正等が行われること（事務リスクという）、コンピュータシステム等の障害・誤作動・不備・不正利用等（システムリスクという）により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスク同様に、オペレーショナル・リスク管理方針、事務リスク管理方針、システムリスク管理方針を定め、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程等に基づき、適切にオペレーショナル・リスク管理を行う態勢を構築しております。

事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導、研修、さらには牽制機能として事務検査部門による検証などに取組み事務の向上に努めております。

システムリスクについては、定期的な点検検査、システムの適正利用検査を実施し、安定した業務が遂行できるよう管理態勢の強化に努めております。

また、その他のリスクに対しても、相談・苦情等対応態勢、個人情報等及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点重視した管理態勢の整備に努めております。

なお、これらの状況に関しては、定期的にリスク管理委員会に報告され、協議検討を行うとともに、常勤理事会に付議・報告され、さらにその結果を理事会付議・報告する態勢となっております。

##### B. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

## (8) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク計測によって把握するとともに、定期的にALM委員会に諮りリスク量の評価、投資の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、他の有価証券と同様、半期ごとに定める有価証券等投資方針の中で定める枠内での取引に限定しております。

非上場株式、その他の出資金に関しては、取引の都度、ALM委員会に諮る等、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、資産査定要領に基づき、財務諸表を基にした評価を行い適切な管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## (9) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### A. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、資産価値の変動について定期的に計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

### B. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB Interest Rate Risk in the Banking Book）のうちΔEVE(注1)及びΔNII(注2)については以下の定義に基づき算定しております。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期の期限前解約に関する前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクが正となる値を合算しております。  
なお、通貨間の金利の相関等は考慮しておりません。
- ・スプレッドに関する前提  
債券については割引金利とキャッシュフローにスプレッドを含めて算出しております。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
ΔEVEは、流動性預金の残高増加と有価証券の残高減少を主に減少しております。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である自己資本の20%を超過しておりますが、ALM委員会で検討協議を行い、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(注1) IRRBBのうち金利ショックに対する経済価値減少額として計測されるもので開示告示により定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益減少額として計測されるもので開示告示により定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

## 信用金庫法に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	p.18
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	p.18
(3) 事務所の名称及び所在地	p.19.20
(4) 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に 関する次に掲げる事項（該当ありません）	
2. 金庫の主要な事業の内容	p.2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	p.3
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す 指標	
A. 経常収益	p.4
B. 経常利益又は経常損失	p.4
C. 当期純利益又は当期純損失	p.4
D. 出資総額及び出資総口数	p.42
E. 純資産額	p.4
F. 総資産額	p.4
G. 預金積金残高	p.4
H. 貸出金残高	p.4
I. 有価証券残高	p.4
J. 自己資本比率	p.4
K. 出資に対する配当金	p.42
L. 職員数	p.4
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
A. 主要な業務の状況を示す指標	
○資金運用収支／役員取引等収支／その他業務収支／ 業務粗利益／業務粗利益率	p.41
○資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／ 利息／利回り／資金利鞘	p.42
○受取利息の増減／支払利息の増減	p.42
○総資産経常利益率	p.41
○総資産当期純利益率	p.41
B. 預金に関する指標	
○流動性預金の平均残高／定期性預金の平均残高／ 譲渡性預金の平均残高／その他の預金の平均残高	p.36
○固定金利定期預金の残高／変動金利定期預金の 残高／その他の残高	p.36
C. 貸出金等に関する指標	
○手形貸付の平均残高／証書貸付の平均残高／当座 貸越の平均残高／割引手形の平均残高	p.36
○固定金利の貸出残高／変動金利の貸出残高	p.36
○担保の種類別貸出金残高／担保の種類別債務保証 見返額	p.36.37
○使途別貸出金残高	p.36
○業種別貸出金残高／貸出金の総額に占める割合	p.37
○預貸率の期末値／預貸率の期中平均値	p.41
D. 有価証券に関する指標	
○商品有価証券の種類別の平均残高（該当ありません）	
○有価証券の残存期間別残高	p.38
○有価証券の種類別の平均残高	p.38
○預証率の期末値／預証率の期中平均値	p.41
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の態勢	p.28.29
(2) 法令等遵守の態勢	p.27
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組み状況	p.13.14
(4) 金融ADR制度への対応	p.28
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書	p.31～35
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
A. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	p.40
B. 危険債権に該当する貸出金	p.40
C. 三月以上延滞債権に該当する貸出金	p.40
D. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	p.40
(3) 自己資本の充実の状況	
A. 自己資本の構成に関する事項	p.43
B. 定量的な開示事項	p.44～51
C. 定性的な開示事項	p.52.53
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価 及び評価損益	
A. 有価証券	p.39
B. 金銭の信託	p.40
C. 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 〔デリバティブ関連取引〕（該当ありません）	
(5) 貸倒引当金の期末残高／貸倒引当金の期中の増減額	p.37
(6) 貸出金償却額	p.36
(7) 貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書につい て会計監査人の監査を受けている場合はその旨	p.35
6. 報酬等に関する事項	p.34
7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、 その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検 討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための 対応策の具体的内容（該当ありません）	



Face to Face



北群馬信用金庫

〒377-0007 群馬県渋川市石原203番地の3

TEL 0279-22-3111

<https://www.shinkin.co.jp/kitashin1210/>

発行 令和7年7月 経営企画部

